

（史料紹介） 四條男爵家文書（三）

華族史料研究会

【解説】 四條隆平と元老院関係史料

はじめに

華族史料研究会では、過去二回⁽¹⁾にわたり「四條男爵家文書」の紹介を行ってきた。今回はこれに引き続き、「四條男爵家文書」のうち元老院関係の史料について若干の解説をまじえつつ紹介を行きたい。

前回詳しく触れたように、「四條男爵家文書」は当初竹籠内に未整理の状態で保存されていたことから、本研究会では同文書の内容を分析し、整理分類につとめてきた。作業の結果文書中には、四條隆平の元老院書記官・議官活動を通じて手許に残ったと考えられる文書が多数確認できたことから、これらを「元老院関係史料」として大別、分類した。四條隆平は、明治一五年（一八八二）から明治一九年まで元老院書記官を、明治二一年から明治二三年の同院廃止まで議官を勤めたが、同史料は、この時期の元老院における審議関係書類を中心に、

総数は一三八点にのぼる。同史料の目録化にあたっては、これらが元老院ならびに四條隆平の書記官・議官としての活動と密接な関係にあるという点を考慮し、時系列を基本に、元老院の審議に沿う形で行った。これは、そうすることで「元老院関係史料」を一つの史料群として有機的に理解できると判断したためである。

以下に史料の概要を紹介していくが、その際、特に元老院の活動や機能に関して基本的な理解が不可欠なることから、まずこの点を押さえておくことにする。また同時に、史料の紹介を通して、四條隆平を中心とした元老院書記官および議官の活動についてもふれていきたい。こうした組織や人物への照射とともに史料の紹介、位置付けを試みていくという方法は、必然的に本解説の構成を複雑なものにするが、巨視的かつ多角的な分析こそが本史料の内容や意義を理解するためにも最も有効な手段であると考えられる。さらに、アーカイブズ学の見地から個人文書をどのように位置付け、活用するかという課題に対しては、本方法によって一つの可能性を提示したい。

一 四條男爵家文書と元老院の「議法」活動

元老院は、漸次立憲政体樹立の詔をうけて、明治八年四月一日に最高司法機関としての大審院とともに設置された立法諮問機関である。同院の基本的役割は、「元老院職制章程」第一条に「元老院ハ議法官ニシテ新法ノ設立旧法ノ改正ヲ議定シ及ヒ諸建白ヲ受納スル所ナリ」とあるように、新法・旧法の議定と、立法に関する建白書の受納とされてきた。⁽²⁾ 今回紹介する史料は、その多くが元老院が新法・旧法の議定を行う際に作成された議案等であることから、これらを理解する前提として、まずは同院の審議方法、手続規定などの「議法」機能について、若干の説明を加えておきたい。

元老院への議案は勅命をもって内閣より交付されていたが、議案には、元老院において「議定ニ係ハル者」と「檢視ヲ経ル者」との二種類があり、どちらに付すかは内閣の判断に委ねられていた。⁽³⁾ 前者は内閣より下付された議案について元老院の審議を経るものであり、後者とされた議案は「元老院ニ於テ可否スルコトヲ要セス又修正ノ権ナシ故ニ委員ヲ用ヒス直ニ衆議院ヲ会シ全按ヲ朗読スヘシ而シテ逐条分議スルコトヲ用ヒス」⁽⁴⁾とあるように、元老院において可否、修正を加えることが出来ないものであった。よって、元老院が檢視議案に対して意思を表明しうるのは、旧法との抵触、同一議案中の相互の抵触、不備不明の点に關してのみであった。さらに、急を要するため檢視を経る余裕がないと内閣が判断したものは布告後檢視に付すことができるとされており、この場合元老院には形式的な事後承認のみが求められるにすぎなかった。ちなみに、明治一四年までの議案のうち三分の二

が檢視議案とされており、明治一五年からは檢視議案はすべて布告後檢視となっていた。⁽⁵⁾ このように「檢視制度」という独特の審議方法は、立法諮問機関としての元老院を大きく特色付けていた。そして同制度に象徴されるように、元老院の審議は内閣の強い拘束下にあった。

一方、議案の審議手順については「議事条例」⁽⁶⁾および「読会規則」⁽⁷⁾に以下のように定められていた。議案が元老院に下付されると、議長はこれを印刷し各議官に配布し、配布より三日後に会議が開かれることになっていた。定足数は三分の一であった。会議では、書記官が議案を朗読した後、議長は議長の許可を経て発言することにされていた。議長は議長によって番号で呼ばれ、可否は起立をもって多数決で決められた。会議は三読会制が採用されており、議案はまず、下付後三日以内に開かれる第一読会において審議された。第一読会では、書記官が議案を朗読し、内閣委員が趣旨説明を行ったのち、審議が開始された。なお、右読会では修正意見は出されない。第二読会では、逐条ごとに審議にかけられ可否が決定され、修正が加えられた。つづく第三読会では、第二読会での修正案を含め最終的な可否が決定された。なお、各読会の期間は衆議院によって短縮できたほか、議官の動議が多数をもって決せられた場合は委員を選び付託することができた。会議によって可決された議案は、議長より太政大臣を経て上奏され、否決された議案は、その理由を添えて上奏された。

また、議案に対して修正を行う場合は、議長によって任命された修正委員により修正案が作成された。⁽⁸⁾ 修正委員以外からの修正案の提出も認められており、この場合は委員により検討された。できあがった修正案は議長から各議官に配布および内閣に送付された後、第二読会で審議された。第二読会では、書記官が逐条原案、修正案、内閣委員

の意見の順で読み上げ、これを受けて修正委員が修正の趣旨を説明し、内閣委員が原案維持の主張を述べた後、議官により可否が決議された。

この他に元老院は、新法の制定、旧法の廃止・改正に関する意見書を上奏することができた。⁹⁾これについては「意見書取扱手続ヲ定ム」¹⁰⁾に次のように定められていた。議官からの意見書は、提出者以外の議官一名の賛同を得れば、元老院の意見書案とみなされた。審議順序は議案の場合と同じであり、可決されると元老院の意見として上奏された。なお、元老院の存続期間中に審議された意見書は全部で五七件あり、うち半数の二八件が可決、上奏されていた。¹¹⁾ただし、こうした意見書の最終的な採否についても内閣が握るところとなっていた。この他に元老院は、予算議定権や行政監督権を保有しておらず、その権限はあらゆる面において内閣に制限されていたのだった。

以上のような仕組みにより、元老院の審議は行われていた。本史料は、四條が元老院に在籍した期間の審議関係史料が大半を占めているが、先に説明した検視、議定関係では、検視会関係史料が一五件、議定に付された議案等の審議史料が六五件みられ、また、第二読会における修正委員による修正案も八件あった。

二 四條隆平と元老院書記官

四條隆平は、明治一五年五月一〇日太政官権少書記官兼元老院権少書記官に任じられ、調査課勤務を命じられた。¹²⁾はじめは太政官権少書記官を本務とし元老院は兼務だったが、翌日には元老院書記官専務となった。

「元老院職制章程」¹³⁾によれば、書記官はいずれも奏任官であり、大

書記官一〜二名を筆頭に、権大書記官二名、少書記官三〜四名、権少書記官六〜八名が任命されていた。このうち四條が任じられていた権少書記官は、「議長或ハ議官ニ属シテ其課務ヲ分担ス」とされた権大書記官と同じく、「議長ノ命ヲ承ケ議場ニ出テ場中ノ議式ヲ演シ議案ヲ読ミ議事ヲ記シ上奏文案ヲ作ルヲ掌ル」大書記官の職務の補佐を行うとされていた。

元老院内には、事務を執行する部局として議長事務局がおかれたが、明治一一年一月二八日より、議長、副議長、幹事からなる上局と、書記官書記生からなる下局とにわけられており、¹⁴⁾明治一三年には、下局に、議事、庶務、調査、建白、会計の五課がおかれた。¹⁵⁾このうち四條が属した調査課は、「法律規則等ノ照査編纂及外国書籍ノ翻訳ニ関スル事務」¹⁶⁾を職掌とし、「法律規則ニ関スル照査を担当する」照査掛、「法律規則に関する編纂を担当する」編纂掛、「外国書籍の翻訳を担当する」翻訳掛、「書類の浄書及文接を起草して浄書校合」する浄書掛、「課中の雑務を担当する」受付掛の五つの掛がおかれていた。¹⁷⁾また、調査課には、四條のほか、課長として金子堅太郎少書記官、¹⁸⁾平山成信少書記官、¹⁹⁾久我通久少書記官、²⁰⁾四屋恒之権少書記官、²¹⁾豊原基臣権少書記官、²²⁾小倉久准奏任御用掛、²³⁾合川正道准判任御用掛および各掛におかれた二〜四名の書記生によって構成されていた。

先に述べたとおり、本史料には四條隆平の書記官時代の史料が多数残されている。これらのほとんどは議案審議の際の配布史料と考えられるが、元老院の議事録である『元老院會議筆記』²⁵⁾と同文書とを対照した結果、議事録とは一致しない部分に加筆、修正されている史料が少なからず見受けられた。これらは、元老院書記官調査掛として議案の「照査」にあたっていた際の調査史料と考えられる。また、同文書

の中には、【63】「徴兵検査関係法令」や【100】「徴兵関係法令一覧表」などの各種議案調査のために作成されたと考えられる参考資料もみられた。

既に元老院関係の史料については、元老院の会議筆記をはじめとして国立公文書館に多数の簿冊が残されていることが知られており、これらによって具体的な審議経過は明らかとなっている。また、これら公文書史料を活用した議事の内容分析や元老院における国憲案をはじめとした法典の編纂に関する研究は少なくない。²⁷⁾しかし、本史料に見られるような審議に至る以前の元老院内の各課の活動を伝える史料はほとんど例がなく、これは元老院関係者の個人文書ならではの特色といえる。特に四條が在籍した調査課は「照査」を主業務とすることから、基本的に最終的な記録が保存される公文書内には活動の痕跡を見出しにくく、その実態はこれまでほとんど知られてこなかった。よって、今後本史料を、議事史料および元老院の業務記録である『元老院日誌』などと重ねて見ていくことで元老院内部の様子をより明らかにすることが期待できる。

三 明治一五年以降の元老院と四條男爵家文書

元老院は先に述べたように、その権限が内閣により制限されていたことから、たびたび「議法」活動の再確認と権限拡張が主張されていた。とくに明治一四年には宮中の反薩摩グループとともに元老院議員数名が派閥を結成して政府批判を強め、政府機構改革とともに元老院の権限強化を主張した。しかしこうした動きは結局成功せず、逆に一〇月には法律の起案審査を司る機関として参事院が創設されたのだっ

た。²⁸⁾さらに、明治一七年の制度取調局の設置、²⁹⁾明治一八年の内閣制への移行に伴い、元老院の権限は縮小の一途をたどることとなった。また、明治一五年からは検視はすべて布告後検視となり、³¹⁾元老院には法令の審議といいつつも事後承諾のみが求められるようになった。加えて明治一七年からは、議案審査順序も、制度取調局、参事院を経たのち元老院が議決することになり、元老院で審議の結果が上奏される場合においても、一旦内閣の回覧を経てから上奏されることとされた。³²⁾このように四條隆平が在籍した明治一五年以降の時期の元老院は、徐々に政府内における立法諮問機関としての位置付けが不明確になりつつあった。

元老院の状態は右のとおりであったが、この時期政府内では立憲制の確立に向け重要な法案が次々と立案されており、同院においても審議自体は盛んに行われていた。本史料には明治一五〇一八年の元老院会議の審議史料が残されているが、特に明治一七年は元老院で審議された議案三九件のうち三一一件、明治一八年では、全三九件のうち三四件の審議史料が含まれていた。これらは当該期の元老院の審議はもろん政府による立法活動の実態を知る上で貴重な史料となるだろう。

ところで、この当時元老院では、松方財政の時代を反映して、金融関係、工業所有権関係、産業関係の様々な議案が審議されていたが、本史料においても、【42】「第四百四十号議案 兌換銀行券条例」¹⁾、【46】「第四百四十五号議案 商標条例」や【71】「第四百六十九号議案 預金規則制定ノ儀」²⁾、【11】「為替手形約束手形条例」などの財政関係重要法案の審議史料がみられる。

このうち、【42】「第四百四十号議案 兌換銀行券条例」は明治一七年五月九日〜一二日にかけて行われた元老院会議の審議資料である。

「兌換銀行券条例」制定は、明治一六年一〇月一九日の松方正義の建議および「兌換銀行券条例草案」を発端に、参事院の審議を経た修正案が明治一七年五月になって元老院の審議にかけられており、銀行券の発行規制に対する元老院修正案が採用された後、同年五月二十六日太政官第一八号布告として公布された。³³【42】には、同条例の審議の際に四條隆平が書き込んだとみられる鉛筆書きメモも残されている。

【11】「為替手形約束手形条例」は、明治一五年一二月一日太政官第五七号布告として公布された手形取引に関する法令である。この法令は、ロエスレル起草の手形法を含めた商法の草案の中から「為替ノ部」を抜き出し翻訳し、大蔵省と参事院において簡略化、修正したものを元老院に「為替法」として下付したものである。³⁴元老院での審議状況は次のようなものであった。明治一五年一〇月一九日、議案が「為替法」として下付されると、同月二六日第一読会が開かれたが、質疑、異論が続出したため修正委員に修正案が付託された。その後「熟達シタル有名ノ商人数名ヲ召喚シテ之ニ諮詢」して作成された修正案が一月一六日上程され、それから六日間の審議を経て一月二五日決議され、即日奏された。³⁵本史料には、この法案の草稿と思われる【12—1】「手形条例布告案」があり、関連史料として【12—2】「為替手形約束手形条例附則」、【13】「綴断片」もあった。また、この議案の審議における参考資料が【7】「商人手形流通ノ儀ニ付關係書類」である。これは「為替手形約束手形条例」制定以前の手形流通関係の動きをまとめたものであり、元老院の審議に際して調査した参考資料と考えられる。史料には、東京銀行集会所加盟の三井銀行ほか八行が手形取引関連の法制化を求めた明治一四年一〇月一四日の大藏卿佐野常民宛意見書や、渋沢栄一が司法大輔玉乃世履に手形流通

について法制面で照会した書簡と玉乃の返書の写しが残されている。これらはいずれも『明治財政史』第一三巻の「手形法規ノ制定」に収録されているものだが、同書とは掲載の順番が違っているほか、同書には省略された部分が本史料では掲載されていた。

【18—1】「合本銀行貯蔵銀行条例御発行ノ義ニ付上申」および【18—2】「合本銀行貯蔵銀行条例」は、ともに「合本銀行貯蔵銀行条例」制定についての史料である。【18—1】は明治一六年一〇月付太政大臣三條実美宛大藏卿松方正義の意見書であり、【18—2】は条例案となっている。【18—1】において、大藏卿松方正義は、明治九年の国立銀行条例改正以来次々と設立されていた「合本銀行」「貯蔵銀行」について、これを「保護監督」する法令をつくるよう進言している。この当時政府は次々と設立され急激に勢力をのびしていた私立銀行について対応を迫られており、本史料は、こうした中で考案された条例案の一つと考えられる。結果的にはこの条例案は採用されなかったやうで、私立銀行への規制は明治二三年の「銀行条例」まで実現していない。なお、本史料について【18—2】と同文のものが「箕作阮甫・麟祥文書」にあるが、【18—1】は『明治財政史』中には掲載されておらず、また「松方正義関係文書」をはじめ、管見の限り各文書中にも見当たらないことから新出史料と思われる。

この他に、【51】【53】【54】【64】はいずれも「西洋形船舶検査規則」(明治一七年二月二日太政官第三〇号布告)の審議史料であり、【第四百五十二号議案 西洋形船舶検査規則制定ノ儀】の審議における各読会の修正案も含まれていた。

明治二二年三月六日、四條隆平は元老院議員に任じられたが、本史料においても明治二一年から二三年の審議史料がみられる。この時期

の元老院は、柳原前光、尾崎三良、鳥尾小弥太各議員などにより前年から徐々に行われつつあった事実上最後の元老院改革の動きをみせつつ、会議では、帝国議会開会を目前にして民法、商法の編纂にともなう審議が行われていた。【10】「第五百八十九議案 商法第一編第一章乃至第六章」、【132】「商法草案第一編第七章以下及第二編第三編」は商法審議の際の配布史料の一部と考えられる。因みに商法は、他の諸法典とともに法律取調委員会、元老院会議の審議を経て帝国議会発足の前に公布されたが、施行期日をめぐって論議が生じ、元老院では施行延期を議決し、その旨を意見書として上奏していた。³⁷⁾民法は、商法とならぶ元老院での重要議案であったが、これに関しては【106】「第六百十四号議案 民法人事編獲得編第二部ヲ除ク」をはじめとした審議史料が、断片的なものも含め数点みられる。

このほかについては紙面の関係からこれ以上の紹介は控えるが、いずれも当該期の元老院の審議状況をうかがうことができる貴重な史料となっている。

四 華族と元老院議員

最後に、これまで紹介しなかった史料について触れておきたい。

【1】～【4】は、元老院の審議と直接には関係性が薄いですが、同院における四條の活動を通じ手許に残った可能性があると推定し、ここに分類したものである。

【3】「内田政風・海江田信義意見書」、【4】「鳥津久光上奏文」は、ともに写しであるが、いかなる理由や経緯によって作成されたか、四條の手許に残されたのかは不明である。【3】については、同

文の文書が『明治建白書集成』第四卷に収録されている。しかし、今回所蔵先とされる機関に問い合わせたところ文書の存在が確認できず、出典が不確かなことが判明した。また、この文書は、かつて川崎男爵家所蔵の「岩倉具視関係文書」に原本乃至写しが存在していたにもかかわらず、その後所在不明となっていることから現在古文書として内容を確認できるのは【3】だけといえ、その意味で貴重である。

【4】は、「鹿兒島県史料 玉里島津家史料八」の「二四四八 久光公官位奉還ノ上書」³⁹⁾および、右を典拠とした「鳥津久光公実記」⁴⁰⁾、「明治天皇紀」⁴¹⁾によって知られている文書とほぼ同文である。ただし、【4】が日付を「明治八年乙亥」としているのに対して、「鹿兒島県史料」は「明治七年十月」としている点に違いがみられる。このため鹿兒島県歴史資料センター黎明館保管「玉里島津家史料」で、先にあげた二四四八および、この史料の別の草稿である「二四五一 久光公ノ上書」⁴²⁾を参照した結果、後者の草稿の末尾に「右通ノ御書面去年十月御認ニ相成居候ヲ明治八年亥四月九日三條江御遣ニ相成候事」と書込まれているのを発見した。これによって、意見書の日付を「明治八年」とする【4】の記述は内容的に矛盾がないことが判明した。さらに、「三條実美関係文書」中の四月九日付三條・岩倉宛鳥津久光書簡⁴³⁾に意見書の奉呈を示す記述があることや、鳥津が三條・岩倉等の動きを記した覚書である「二五五一 三條岩倉両公ノ左府公訪問其他」⁴⁴⁾に「四月九日 一御書付御差出」とあることから、このことが裏付けられる。以上のように、従来明治七年一〇月のものと考えられてきた意見書は、実際に公表されたのは明治八年四月であることがわかった。この他にも、右文書について調べていくうちに、意見書の提出経緯や明治七、八年の鳥津久光をめぐる政局について新たな発見があったが、

紙幅の都合もあるので、詳細については稿を改めて論じたい。

以上、元老院の機能と四條の書記官・議官としての活動を踏まえつつ「四條男爵家文書」の紹介を試みてきたが、四條について考える上で忘れてはならないのは、同人が華族議官であったという点である。華族が上院議員として活動することは、木戸孝允をはじめ明治政府内で早くから構想されており、また華族自身もこれを階級的使命と受けとめ、将来に向け研鑽を積んでいた。そして、こうした中で「元老院章程」第四条においてはじめて「議長、副議長、議官ニ選任セラルル者ハ、皇族、華族及ヒ勅任官ニ昇リシ者、国家ニ功勞アル者、政治法律ノ學識アル者ニ限ルヘシ」という議官の選任に関する規定が定められたのであった。これをうけて明治八年七月には、柳原前光・長谷信篤・壬生基修（以上旧公家）・大給恒・秋月種樹（以上旧大名）が議官に就任し、その後も四條の養父隆誥をはじめ何人もの華族が議官になった。元老院議官には立法諮問機関という性格上、法曹関係者、内務官僚経験者が多数を占めていたが、華族議官も一角を占めており、彼らの存在自体が、元老院がそれまでの立法機関とも後の帝国議会とも違った独自の性格を有していたことを表している。もともと華族からの元老院議官就任者は全議官一七〇名中、一九名というように狭き門であり、明治維新の功績者、華族社会の代表者などごくかぎられた人物しかなれなかった。⁴⁶ 四條の場合も議官就任にあたっては、三條実美、伊藤博文らの口添えを受けていた。⁴⁷ こうした中で四條の元老院書記官および議官就任を考えると、彼自身の力量もさることながら、立憲制確立期における国家の構成要素として華族が形成されていく過程の中で位置づけるべきであり、当時の政府や華族社会からの期待のあらわれと理解できよう。実際、四條と同じ日に太政官少書記官、元

老院少書記官に就任した久我通久は少壮俊才の華族として期待を集めており、また四條が議官に就任した明治二二年の前後には多数の華族が議官に任命されている。この辺りの事情は、前号で紹介した「（公家華族ニ常職ヲ授クル議）」にみられる四條隆平の華族認識と合わせて考えると興味深い。

明治二三年一月に成立した貴族院には元老院議官から転じた者が多数おり、さきにもた久我も侯爵議員に就任しているが、四條はこの時は議員にはなれず宮中の名譽職である錦鶏間祇候を命じられている。四條が議員に任命されなかった最大の理由は、当時彼が侯爵家の嗣子であり将来的には議席を有することを予想されていたためと思われるが、議席を得られなかったことは四條自身にとっては不本意であったようである。なお、可能性としては勅選議員という道もあったが、⁴⁸ 当時は華族が勅選議員となることを避けるという暗黙のルールがあり、さらに勅任官通算在籍五年以上という勅選の目安にも経歴的に若干届かなかつたことから、この時点では勅選議員としての任命も難しかつたようである。⁴⁹ ちなみに四條が貴族院に議席を得たのは、明治三十七年七月、男爵議員として互選されたときのことであった。

おわりに

以上、「四條男爵家文書」における元老院関係史料について、主な文書を紹介しつつ、四條隆平の元老院書記官・議官活動について若干の考察を行った。これらの史料からは当該期の元老院の審議過程を知ることができるだけでなく、元老院の実態を検討する上でも貴重な史料であることがみてとれた。また、史料を通して四條の元老院書記官、

議官としての活動の一端をうかがうことができ、これは、これまであまり検討されてこなかった元老院期の華族議官の実態を知る上でも貴重なものとなる。本史料をさらに分析し、他史料との比較、検討を進めることにより、元老院および華族議官について一層の研究の進展が見込まれるだろう。

〔水野京子〕

註

- (1) 〔史料紹介〕四條男爵家文書」本紀要第八号（平成一六年三月発刊）、「同（二）」第一二号（平成一九年三月発刊）。
- (2) 〔元老院職制章程〕第一条（明治八年四月二五日、国立公文書館蔵『太政類典』二編一八卷七三）。
- (3) 前掲「元老院職制章程」第五条。
- (4) 〔檢視条例〕第一条（「元老院条例」明治八年二月二二日太政官達）。以下、法令は特に記さないかぎり『法令全書』（内閣官報局編、原書房〈覆刻〉、昭和四九（五一年）に拠った）。
- (5) 柴田和夫「国立公文書館所蔵元老院関係資料について」（『北の丸』国立公文書館報）第六号、昭和五一年）。
- (6) 前掲「元老院条例」明治八年二月二二日太政官達。
- (7) 〔読会規則〕明治九年二月二八日 通牒（大日方純夫・我部政男編『元老院日誌』一卷〈三二書房、昭和五六年〉五二六頁）。
- (8) 〔議案修正条例』（前掲「元老院条例」明治八年二月二二日太政官達）。
- (9) 〔元老院ノ条例規則ヲ廢シ更ニ職制章程及議長以下ノ俸給ヲ定メラル』明治八年二月二五日（太政官）太政大臣達（前掲『元老院日誌』一卷、二八三頁）。
- (10) 明治九年一月二四日（「元老院」副議長回達（前掲『元老院日誌』一卷、三三八頁）。
- (11) 前掲柴田論文。
- (12) 明治一五年五月一〇日（『元老院日誌』三卷〈同、昭和五六年〉二二四頁）。
- (13) 明治八年二月二八日太政官第二一七号達。
- (14) 〔單行書・元老院沿革略誌』（国立公文書館蔵、本館—2A—034—03・単01777100）。
- (15) 〔事務局条例改定ノ件〕明治一三年二月二日議長大木喬任（決裁）（国立公文書館蔵『單行書・諸規則録』本館—2A—034—04・単0—825100）。
- (16) 〔事務局条例改正〕明治一三年二月二日（「元老院」議長達（『元老院日誌』二卷〈同、昭和五六年〉四八一頁）。
- (17) 〔調査課細則ヲ定ム〕明治一四年二月二日（「元老院」決裁（前掲『元老院日誌』二卷、五四九頁）。
- (18) 明治一四年三月二二日（前掲『元老院日誌』二卷、六〇〇頁）。
- (19) 明治一四年二月二日（前掲『元老院日誌』二卷、七六九頁）。
- (20) 明治一五年五月一〇日（前掲『元老院日誌』三卷、二二四頁）。
- (21) 明治一四年二月二日（前掲『元老院日誌』二卷、七八九頁）。
- (22) 明治一三年二月二日より准奏任御用掛（前掲『元老院日誌』二卷、四八〇頁）。明治一四年五月六日からは権少書記官。
- (23) 明治一四年五月三〇日（前掲『元老院日誌』二卷、六三八頁）、明治一五年六月一三日から権少書記官。
- (24) 明治一四年八月一日（前掲『元老院日誌』二卷、六八九頁）、

明治一六年一二月二七日より准奏任官、明治一八年六月二日より権少書記官。

(25) 明治法制経済史研究書編、元老院会議筆記刊行会刊、昭和三八（平成四年）。国立公文書館所蔵史料の翻刻。

(26) 前掲柴田論文。

(27) 元老院に関わる研究は膨大にありすべてをあげることができないが、稲田正次『明治憲法成立史』上下（有斐閣、昭和三五・三七）などの憲政史研究のほか、『元老院会議筆記』を利用した法制史関係や元老院宛の建白書を使用した研究などがある。研究史については、大日方純夫・我部政男「解説」（『元老院日誌』四卷（同、昭和五七年）七三三〜七六九頁）を参照のこと。

(28) 「太政官中参事院ヲ置ク」明治一四年一〇月二一日太政官第六〇号布告。

(29) 「宮中ニ制度取調局設置」明治一七年三月一七日太政官第二三三号達。

(30) 「太政大臣左右大臣参議各省卿ノ職制ヲ廃シ内閣総理大臣及各省諸大臣ヲ置キ内閣ヲ組織ス」明治一八年一二月二二日 太政官第六九号達。

(31) 前掲柴田論文。

(32) 明治一七年三月一八日「法案審閱順序」（内閣記録局編『法規分類大全』第一〇冊、第一編、官職門一〜六（明治二二年）三〇一頁）。

(33) 明治財政史編纂会『明治財政史』第一四卷（吉川弘文館、昭和四七年）二五八〜二七〇頁。

(34) ロエスレル起草の商法草案の中の「為替ノ部」は、大蔵省におい

て、銀行局加藤清議長および、洪沢栄一（第一国立銀行）、三野村利左衛門（三井銀行）、中村道太（横浜正金銀行）、安田善次郎（安田銀行）、種田誠一（第三十三国立銀行）らとともに手形条例草案を作成、参事院商法編纂委員が修正し「為替法」となった。（『東京経済雑誌』第一〇八号、（第五卷（二）、五二五頁、明治文献、昭和五一年翻刻版）。

(35) 「第三百五十一号議案制定事情」（前掲『元老院会議筆記』第一三卷、一一三四〜一一三八頁）。

(36) 国立国会図書館憲政資料室寄託「箕作阮甫・麟祥文書」一二七「合本銀行貯蔵銀行条例」。同史料は枢密院野紙に書かれている。

(37) 三枝一雄『明治商法の成立と変遷』（三省堂、平成四年）。

(38) 牧原憲夫、茂木陽一編（筑摩書房、昭和六三年）九五三〜九五四頁。

(39) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 玉里島津家史料八』（鹿児島県、平成二年）六〜九頁。

(40) 三、覆刻版、日本史蹟協会編、東京大学出版会、平成一二年。

(41) 宮内庁、第三卷、平成一二年、三二六〜三三〇頁。

(42) 鹿児島県立歴史資料センター黎明館寄託、玉里島津家史料二四五―「久光公ノ上書」。

(43) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「三條実美関係文書」書翰の部、三一―一三。

(44) 前掲『鹿児島県史料』、一七七〜一七八頁。

(45) 前掲「元老院職制章程」第四条。

(46) 内訳は、皇族一名、公家華族一二名、大名華族六名であった。ただし、勲功華族を含まない。

(47) 明治(二一)年三月七日付伊藤博文宛三條実美書簡(伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』五卷〈塙書房、昭和五二年〉一五七頁)。

(48) 金子堅太郎述「議會開設当時の事情」(国立国会図書館憲政資料室蔵「貴族院五十年史編纂会収集文書」六三)。

(49) 小林和幸『明治立憲政治と貴族院』(吉川弘文館、平成一二年)一一五〜一一六、一三五頁。

〔後記〕

今回紹介した史料の整理、目録化については、華族史料研究会の以下のメンバーが行い、最終的なとりまとめは水野が担当した。

荒川 将(中央大学大学院文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

今津敏晃(関東短期大学非常勤講師)

神谷久寛(東京大学大学院経済学研究科経済史専攻博士課程)

土田宏成(神田外語大学外国語学部専任講師)

内藤一成(宮内庁書陵部員)

水野京子(成蹊学園史料館調査員)

なお、今回紹介した史料について研究を目的として閲覧を希望される場合には以下のアドレス(kbunsho@yahoo.co.jp)までお問合せ下さい。

今回も史料調査及び成果の公表について快くご許可くださった四條家の皆様にご心より御礼申し上げます。

【史料翻刻】

凡例

一、漢字については原則として新字体を用いた。仮名についてはそのままとし、変体仮名は普通仮名に改めた。句読点は適宜付した。

一、罫字、平出は行わなかった。

一、原文中の文字訂正は当該部分に傍線を付し、()にて訂正を記した。

一、誤字、脱字については基本的に原本のままとし、適宜その傍らにママや()を付した。

一、虫損、汚損により判読不能な箇所は□で示した。

一、年代表記は原則として元号とした。

一、今回翻刻を行った史料は目録中ではゴシックで表記した。

一、今日から見て、不適切な表現などについても歴史的史料としての性格上そのままとした。

【史料3】〔内田政風・海江田信義意見書〕

夫レ国ニ君アリテ政府ヲ設ルハ闔国幾多ノ生靈ヲ天ニ代テ保護スル所以ナリ。故ニ人民モ亦政府ニ尽ス義務アリ。此義務ハ政府ノ保護ヲ愛テ恩勞ニ酬ルモノナリ。則稅租其他雜稅等政府規則ヲ設ケ人民之ヲ遵奉ス。各国大同小異アリト雖モ其理ハ則一ナリ。夫レ各国トモニ建國ノ約束アリテ政体ノ立様各種アリト雖モ畢竟压制束縛シ君主意ノ如ク擅ニ行フハ稀ナリ。若君主亦ハ政府意ノ如ク行フ国アレハ之ヲ野蠻ト称シ甚之レヲ卑ム故ニ君主專制ノ国ト雖モ逐次之レヲ改正シ其弊ヲ除キ或ハ自主自由ノ權ヲ許シ上下ノ權利ヲ区域シ政治其宜ヲ得、人民各其業ニ安着シ一家ノ營ヲナシ君臣父母妻子兄弟朋友孝悌忠信ノ道暨ヒ

世人交際ノ義隨テ興ルモノニシテ只政府ノ注意スル數千方口ヲシテ有道ノ域ニ教導シ廉恥ヲ知ラシメ其方向ヲ一ツニナシ上下安寧浮沈ヲ俱ニシ内ヲ実シ國威ヲ振興シ敵國外寇ノ憂患ナカラシムルニアルノミ。若シ夫レ國威張ラサレハ敵國其弊ニ乘シ終ニ國土人民蹂躪セラルノミナラス之レヲ挽回スルノ道甚難ク勢尽レハ敵國ノ奴隸トナル。先蹤拳テ數エカクシ茲ヲ以テ古今君主タラン人ハ專ラ政治ニ心志ヲ勞シ賢相良吏ヲ拔擢シ公論ヲ以テ善道ヲ行ヒ聊カ愛憎ノ念ヲ除キ民ヲ率ユルニ仁心信義ヲ以テシ不偏不黨公明正大ナラサレハ民服従セス。民予テノ政令ニ服従セサレハ外寇内憂アリト雖モ必ス鋒ヲ逆ニス。抑政府ノ制タルヤ君主特命ノ詔ニ成ルアリ。或ハ政府議定シ是ヲ聖斷ニ出ルモノアリト雖モ君主ノ命ヲ奉スルハ大臣体認ニアラサル者ナシ。大臣之レヲ奉シ是レヲ施行シタル後假令不体裁ヲ生ストモ聖德ノ煩トナサ、ラシム。是宇内万国大臣ノ大規責ニシテ動クヘカラルノ則ナリ。然ルニ吾帝國近事ノ如キハ太政大臣三條実美公屢職掌ヲ誤リ不体裁アルモ悉ク之ヲ天皇陛下ニ負セ奉リ再ヒ叡慮ヲ伺ヒ是レヲ裁ス、吾耳度外ニ在ルモノ、如シ。之レ大臣タルノ則ニ触ルモノニテ天威地ニ墮チ不信ヲ海内ニ示ス原因ナリ。不臣ノ極メト云ヘシ。實ニ恐多クモ聖明ノ至尊ヲ眩惑シ奉ルモノニ似タリ。臣トシテ孰レカ之レヲ傍觀坐視スルヲ得ヘケンヤ。伏テ惟ルニ慶応四年閏四月五ヶ条ノ目ヲ挙ケラレタル御誓文ニ条件事行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセラル、ノ布達海内遵奉セサルナシ。然ルヲ太政大臣トシテ御誓文ニ不恥依然職ヲ奉ス、何等ノ謂タル哉。夫レ如斯自己ノ責任ヲ願念セス、何ヲ以テ數千方口ノ生靈ヲ統轄スルヲ得ヘケンヤ。人民政府信義ノアル所ヲ疑フハ要スルニ積年は等ノ曖昧アルニ萌スモノニシテ政府ハ闔国人民ノ恨府トナル其弊拳ルニ違アラス假令天皇陛下優渥ノ勅諭アラセ玉フトモ少シク恥ヲ知ルノ

人ナラハ争カ職ヲ奉スルノ顔アラシヤ。況ヤ大臣タルモノニ於テヤヤ。畢竟器ニ乏シキカ致ス所ナラン。臣等苟モ皇国三千万口余ノ一人ニシテ皇基不立政府信義ナク大臣ノ責任ヲ顧ミサル等ノ重弊粲然タルヲ覺知シナカラ臣等其政令ニ屈伏シ唯命之レ從フノ人タルヲ得ス。且又国家燃眉ノ大憂トナルモノハ金貨ノ濫出ニシテ大弊害ノ来ル瞬息ノ間ニアランカ。之ヲ維持スルノ難キ三尺ノ童ト雖モ能ク之レヲ弁知ス。若シ之レニ加フルニ変ヲ以テセハ終ニ国ヲ裂クニ止マラサルモ亦知ルヘカラス。実ニ目今内外危急存亡切迫ノ秋ナリ。故ニ忌諱ヲ不憚御為筋ノ議アラハ建白スヘキ旨予テノ布達ヲ遵奉シ天地ノ公道ニ基キ大臣ノ非ヲ拳ケ元老院議員中ニ陳述ス。抑願ハ若シ臣等不遜ノ事ニ帰セハ罪ニ伏シ聊ノ無恨処誠惶誠恐頓首拜

明治八年十月三十日從五位内田政風

從五位海江田信義

元老院議員御中

【史料4】〔島津久光上奏書〕

左大臣從二位島津久光誠恐誠惶頓首頓首、謹テ上書ス。臣不省ノ身ナリト雖モ文久壬戌ノ春ヨリ元治甲子ノ春ニ至リ公武ノ間ニ周旋セシ処先帝臣カ非才ヲ棄玉ハス再三宸翰ヲ垂レ密勅ヲ蒙リ且ツ御太刀御短刀ヲ玉ヒ官ニ叙任セラレ臣犬馬ノ勞ヲ尽シ聖恩ニ奉令セント欲ス。豈料ランヤ、浮説百端事遂ニ成ラス空シク藩ニ帰ル。既ニシテ陛下下祚ヲ踐ミ玉ヒ亦臣ヲ召故ニ慶応丁卯ノ夏更ニ上京ス。料ラス脚氣ノ病ニ罹リ永ク滯京スル能ハス。請テ浪華ニ下リ保養スト雖モ季秋ニ至リ病勞愈加里終ニ腰脚痿痺寸歩スル能ハス。時勢日ニ紛擾ニ赴クト雖モ勉強尽力スルニ由ナシ。己ヲ得ス請フテ藩ニ帰り再来往再病瘳ニ在テ戊辰ノ

乱ト雖モ病脚猶依然タリ。故ニ耳砲声ヲ聞カス目旌旗ヲ見ス遺憾極リナシ。幸ニシテ黄泉ノ客トナラサル已。己巳ノ春右少弁柳原前光ヲ勅使トシテ大ニ褒賞ノ宸翰ヲ玉ヒ病夫汗馬ノ勞ナク此惠典ニ逢フ恐縮シテ手足ヲ措クニ所ナシ。故ニ病ヲ扶テ上京シ天恩ノ隆渥ヲ謝ス。亦官位昇進ノ命ヲ蒙リ再三ノ厚恩報スルニ道ナシ。然リト雖トモ病脚未タ恢復ニ至ラス朝ニ立チ從事スルヲ得ス。辭シテ藩ニ皈ル。庚午ノ冬復タ大納言岩倉具視ヲ勅使トシテ藩ニ遣ハサレ懇篤ノ宸翰ヲ賜ヒ上京ヲ命セラレ病愈サルヲ以辛未ノ春藩知事忠義ヲシテ代テ上京シ是ヲ拜謝セシム。是年ノ秋廢藩ノ命アリ。初メテ賊乱ヲ平ク長士薩士ノ力許多ナル故ニ薩ノ兵士等休暇ヲ賜ヒテ販藩スルヤ戰捷ノ余威ニ募リ衆人ヲ蔑視シ或ハ人家ニ闖入シ或ハ分捕ト称シテ席上ノ器財ヲ掠奪毀傷シ或ハ白日酒樽ヲ携ヘ街頭ニ放歌シ或ハ恣マ、ニ髮ヲ断チ洋服ヲ着ケ公然徘徊シ或ハ門地ヲ無用ノ贅物トシテ是ヲ廢スルノ議ヲ主張シ暴行跋扈至ラサル所ナシ。主宰タル者目見サルカ如ク耳聽カサルカ如シ。其為ス所ニ任セ自在然セシムルカ如シ。臣病瘳ニ在テ如何トモスル能ハス唯切齒嘆息スルノミ。終ニ其ノ形勢ヲ朝廷ニ及ホシ衣冠ヲ廢シ礼節ヲ壞リ政教法令宮殿器服悉ク洋風ニ模擬拘泥シ風土人情異同ヲ弁セズ孟浪無離ノ極ニ至ル長大息スヘシ。是皆諸藩士ノ其藩主ヲ輕侮スルモノト臣カ旧家臣五六輩ノ主張スル所其本ヲ推セハ臣カ不肖ニシテ制圧スル能ハサルノ罪ナリ。是故ニ壬申ノ夏西国御巡幸鹿兒島県御滯輩ノ時宮内卿徳大事實則ニ委曲演舌シ旧家臣等ノ黜免ヲ乞ヒ且十四条ノ愚考ヲ奉ル。還幸後御下問ノ故ヲ以テ上京ノ命ヲ承リ病ニ依テ是ヲ辭ス。癸酉ノ春更ニ海軍大輔勝安房侍從西四辻公業ノ兩勅使ヲ下サシ懇篤ノ命ヲ蒙リ御品ヲ賜ハル。故ニ己ムヲ得ス病ヲ忍テ上京シ是ヲ謝シ御下問ノ条件ヲ逐一ニ上陳セシカトモ三十余日ヲ経テ猶可否ノ勅諭ナシ。

故ニ太政大臣三條ニ一簡ヲ呈シ是ヲ問フ。尋テ皇居ニ召シ太政大臣ヨリ十四条ノ中服制字制兵制ノ三件御採用ナリ難キノ旨ヲ拝承ス。眼目ノ三条行ハレス尽力スルニ道ナキヲ以テ病体保養ノ為メニ帰県ノ内願ヲ太政大臣ニ申ス。岩倉大臣西洋ヨリ皈朝マテ滞京スヘキノ答アリ。九月ニ至リ右大臣皈朝ス。十月朝鮮処置ノ廟議紛乱西郷板垣等辭職皈県ス。十二月ニ至リ内閣顧問ニ任セラレ。愚意御採用ノ有無ヲ拝承セス。故ニ辞表ヲ上ル。昨年一月佐賀ノ乱起リ西郷等応与スルノ巷説生ス。依テ下向シテ説諭シ共ニ上京センコトヲ請フ。許可ヲ得テ下問セント雖モ彼レ等亦辞スルニ条理アルヲ以テ強テ促スニ道ナシ。御内勅ノ行ノハレサル臣カ罪ナルヲ以テ復命スル能ハス其由ヲ上陳ス。更ニ宮内大輔万里小路博房小丞山岡鉄太郎ノ兩勅使ヲ下サシ上京スヘキノ命アリ。故ニ上京セシ処料ラスモ懇勅ヲ拝聽シ且ツ御短刀ヲ賜フ。皇恩優渥感泣ノ外ナシ。尋テ左大臣ノ重職ニ任セラレ愚魯ノ病夫固ヨリ負担スル能ハスト雖モ命ノ重ヲ辞スルニ由ナク驚才ヲ竭シ以テ鴻恩ノ万一二報セント欲シ三條岩倉ノ両大臣ト共ニ姦臣ノ免職ヲ議スト雖モ事速ニ成ラス。職ヲ辞セント欲スルノ処侍従長東久世通信ヲ勅使トシテ邸ニ遣ハサレ懇命ヲ蒙リ已ムヲ得ス参内シ是ヲ拝謝ス。料ラスモ玉座近ク召シ台湾ノ事件切迫ノ形勢ニヨリ病ヲ忍テ参朝シ尽力スヘキノ命ヲ奉ス。再三ノ懇命辞スル能ハス夫レヨリ参朝シテ今日ニ至レリ。然ト雖モ愚意未タ一毫モ御採用ノ形勢リク皇道日ヲ遂テ陵夷シシハ廉節ヲ失ヒ農商ハ苛法ニ若シ邪教ハ頻リニ蔓延シ人心洶々タリ。此俟ニシテ歲月ヲ重ネハ將ニ言フヘカラサルノ御国難ニ至ラント日夜焦思慮苦スト雖モ在官ノ旧家臣等過半姦臣ニ同意シ洋風ニ漫淫シ冗費放逸修太詐術ヲ以テ文明開化自主自由ト称揚シ臣ヲ以テ固陋因循トシ讒口嗽々事行ハレス言容ヲレス。烏虜奈何セン。旧主ヲ輕蔑愚視スルノ諸藩

士何ソ皇上ニ真忠ヲ尽サンヤ。皆富貴ヲ貪ルノ私心ヲ以テ終ニ国家ヲ不測ノ禍ニ陥ラシメントス。是ヲ洞察憂悶スト雖トモ朝ニ孤立シテ是ヲ制スルニ力ナク且宿痾頻リニ発リ昏耄愈加ル尸位素餐ノ罪万死遁ル、所ナシ。故ニ左大臣從二位ノ官位トモ奉還ス。冀クハ陛下臣カ衷情ヲ憐ミ之レヲ許可シ玉ヒ然ト雖モ若シ臣カ愚意採用シ玉フトセハ臣ニ委任シテ其成功ヲ責メ玉ハンコトヲ。兩条孰レニモ聖亮ノ勅裁ヲ仰キ奉ルノミ臣久光誠恐誠惶頓首頓首

明治八年乙亥 月 左大臣從二位鳥津久光拜

【史料7】〔商人手形流通ノ儀ニ付關係書類〕

〔註1〕

控	甲	天	第一二四号	銀	銀十ノ二七一号
			十四年十月十二日受付課		

商人手形流通ノ儀ハ其業務ノ進歩ヲ資ケ所謂商運隆盛ノ根軸トモ可相成ノ処、当府下諸商賈ノ取引ハ從來此方法ナキヲ以テ動モスレハ金融梗塞売買渋滞ノ患有之候ニ付、今般左ノ各行等協議ノ上別紙手続書ノ如ク各其取引先ノ商賈ニ告示シ、漸ク手形取引ノ抔伸ヲ企図仕候得共、尚再案スルニ、従前我那ニハ此手形取引ニ係ル法律完備セサル様奉存候ニ付、右取引ノ間或ハ疑問ヲ生シ常ニ危懼ヲ免レサルノ想有之候。依テ左ニ其理由ヲ略記シテ以テ此法律ノ御施設ヲ奉願候。

第一手形取引ニ付テ生スル取立ノ權利任私ノ義務ハ通常ノ貸借ト其性質ヲ異ニスルノ義ヲ明示セラルヘキ事

明治九年七月第九十九号御布告ヲ以テ貸借証文讓替ノ事ヲ制限セラレ、貸者モシ其貸金ヲ他人ニ讓替ヘント欲スルトモ借者ノ承諾ヲ得、其証

文ヲ書替ヘサレハ讓替ノ効ナキモノトナレリ。而シテ其御布告ニ手形ノ事ハ揭示ナキヲ以テ或ハ共ニ此範圍内ニ在ルノ疑團ヲ生セサルヲ得ス。然ルニ此手形ハ全ク其性質ヲ異ニシテ甲乙互ニ其義務ヲ連帶スルヨリシテ其取引ノ便利ヲ生スルモノナレハ、若シ試ニ為替手形ノ如キ約束手形ノ如キ必ス仕_マ払_マノ義務ヲ有スル者ノ承諾ヲ待テ之ヲ發付スルヲ得ルモノトセハ寧ロ其流通ヲ禁スルノ簡ナルニ如カス。故ニ從來商賈取引ノ慣習ニ於テモ為替手形ヲ振出スニ当リテ先ツ其名宛人ノ承諾ヲ取ルノ例ナシ。然リト雖トモ既ニ貸借上ニ此成文律アリテ而シテ手形ニ付テハ法律ナキニ於テハ裁判上万一彼レヲ以テ此ニ類推スルノ虞ナキト云フヘカラス。是故ニ自今以後為替手形約束手形ノ類ハ其交替ノ自由ヲ明許セラル、旨ノ御布告有之度候。

第二 為替手形又ハ約束手形ノ不渡トナリタルトキ其弁償ノ義務ハ

先ツ其手形ノ割引ヲ依頼セシ者(手形ヲ持參シテ通貨ヲ受授セシモノ)ニ在リテ而後其

讓替ノ順ヲ追テ此義務ヲ有スル旨ヲ明示セラル可キ事

為替手形又ハ約束手形ハ商賈間互ニ其取引ノ際ニ交換シ得ヘキモノナレトモ之ヲ割引シテ通貨ヲ得ルハ多ク銀行ニ依頼スルモノニテ、而シテ其銀行ハ手形ノ日限ニ至リテ其金額ヲ名宛人ヨリ要求スルニ当リ、モシ不渡リトナリタルトキ先キニ其手形ヲ銀行ヨリ名宛人ニ照會シ仕_マ払_マ承諾セシムルニ於テハ現行ノ法律ニ拠レハ金銀貸借ノ借用本人ト引受証人トニ比準シテ其銀行之レカ弁償ヲ要求スルモ先ツ其名宛人ニ係ルヘキモノト思惟ス。果シテ然ラハ此法律ハ手形取引ニ付テハ最モ不便ノモノトス。何トナレハ銀行者カ為替手形約束手形ヲ割引スルハ其割引ヲ乞フ者多クハ得意先ノ人タルニ付、先ツ之レヲ信用シテ後ニ其名宛人ノ誰タルヲ知り以テ此割引ノコトヲ完結スルモノナリ。然ルヲ若シ銀行ハ先ツ其

手形ノ名宛人ノ身柄ヲ察知スヘキモノトセハ極メテ難事トス。是レ其名宛人ハ未タ必ス其銀行ノ得意先タリトスヘカラサレハナリ。然リ而シテ此手形不渡リトナリタルトキ普通貸借ノ例ニ因依シテ之レカ裁判ヲ受クルトセハ銀行ハ其手形面ノ金額回収ヲ稽延セラ、ノ虞アルニ付、常ニ手形割引ノ注意ニ迷フノ恐アリ。故ニ此手形不渡トナリタルトキハ西洋各国普通ノ制ノ如ク銀行ハ其割引ヲ依頼セシ者ニ係リ順次追及シテ名宛人ニ至ルノ制ヲ御布告有之度候。

手形取引ニ付テ完全ノ法律ヲ求ムレハ尚數多可有之儀トハ奉存候得其目下其慣習ニ乏シキ折柄詳密ノ御制度御施設相成候ハ却テ之レヲ厭フノ虞モ有之候ニ付、差向前陳ノ兩項御制定有之候様仕度此段奉願候也。

明治十四年十月十二日 三井銀行

第百国立銀行

第四十四国立銀行

第三十三国立銀行

第二十七国立銀行

第二十国立銀行

第五国立銀行

第三国立銀行

第一国立銀行

大藏卿佐野常民殿

稟告

我東京府下ノ商業ハ近來益々開ケ駿々トシテ旺盛ノ境ニ進ムノ勢アリ

ト雖トモ其取引ノ方法ニ至リテハ未タ整備セサルモノ多シ。諸君ノ詳知セルカ如ク從來取引ノ方法ハ全ク現金商ヒト貸買商ヒト二種ニ止マリテ絶テ手形取引ノ行ハル、ナシ。會々各国立銀行ノ振出手形当座小切手ノ流通スルアリト雖トモ其区域極テ狹隘ニシテ大ニ商業ヲ便益スルニ足ルアリト云フヘカラス。而シテ商家ノ信用ニ基キテ振出スヘキ府内ノ為替手形及ヒ約束手形ノ如キニ至テハ嘗テ一片ノ流通スルアルナシ。是レ固ニ商業上ノ一大欠典ニアラスヤ。大阪ノ如キハ從來手形ノ取引盛ニ行ハレ商家各其信用ニ因リテ手形ヲ振出スカ為メニ能ク少量ノ資本ヲ以テ巨万ノ売買ヲ行フヲ得タリ。大阪商業ノ活潑ニシテ金融ノ暢通スル所以ハ全ク之レニ基カサルヘカラス。夫レ東京ハ輦轂ノ下ニシテ人口ノ多キ貨財ノ富メル海内比ナシ。其商家ノ信用豈独リ大阪ノ下ニアランヤ。然ルニ手形ノ取引彼ニ行レテ而シテ此ニ行ハレサルハ抑モ何ソヤ。敝行等窃ニ以為ラク是レ全ク現金商ヒト貸買商ヒトノ習慣然ラシムルモノナリト。何トナレハ從來現金商ヲ常トスルカ為メニ手形ヲ使用セント欲スルモノアレハ忽チ之ヲ誹リテ曰ク彼レ果シテ貨幣ニ欠乏シタルナラント。貸買商ヒヲ常トスルカ為メニ手形取引ニ改メント欲スルモノアレハ忽チ之ヲ拒ミテ曰ク仕払期日ノ嚴確ナルハ甚タ營業ニ便ナラスト。是ヲ以テ宜シク信用スヘキ商家ヲシテ終ニ手形ヲ使用スル能ハサラシメタリ。然レトモ貨幣ニ欠乏スルハ手広ク商業ヲ営ムモノ、常ナリ。何ソ之ヲ以テ誹ルヘケンヤ。仕払期日ノ嚴確ナルハ商業上最モ欠クヘカラサルモノナリ。何ソ之ヲ不便トスヘケンヤ。今ヤ之ヲ以テ手形取引ノ良法ヲ妨クニ至ル。真ニ惜ムヘキナリ。敝行等ノ見ル処ヲ以テスルニ手形取引ヲ行フトキハ左ノ便益アリ。

第一手形ヲ使用スルトキハ資本ノ増加セルト同一ノ結果アル事。

例ハハ一問屋アリテ製造人ヨリ品物ヲ買入ル、ニ當リ現金取引ニ

テハ現ニ手許ニ貨幣ヲ所持セサレハ取引スル能ハスト雖トモ手形取引ニ於テハ凡ソ何日ノ後他ヨリ貨幣ノ手ニ入ルヘキモノアリト見レハ則チ其日以テ仕払期日ト為シ手形（後ニ記スル所ノ約束手形ナリ）ヲ振出シ以テ其品物ヲ買入ル、ヲ得ヘシ。故ニ厚ク信用セラル、モノハ其資本ニ数倍セル取引ヲ為スコト難カラス。貸買商ニ於テモ此便益アリト雖トモ此ハ唯々從來取引ノ主顧トノミ約定スルヲ得ヘクシテ不時ニ入來ル貨物若シクハ市場競売ノ貨物ヲ買フニ至リテ此法ニ及ハサルコト遠シ。是レ手形取引ノ利益アル一ナリ。

第二貸買商ニ於テハ其仕払期限内急需アリト雖トモ空シク其期限ヲ俟タサル可ラス。然ルニ手形取引ニ於テハ之ヲ利用スルヲ得ルヲ以テ機ニ臨ミ変心シテ随意ニ資本ヲ運用スヘキ事。

例ハハ製造人甲ノ問屋ヨリ手形ヲ受取ルモノアレハ此手形ヲ以テ乙ニ係ル負債ヲ償フヲ得ヘシ。或ハ又銀行ニ至リテ割引シ其金額ヲ以テ当座預ケト為シ更ニ他ノ買入レニ使用スルヲ得ヘシ。又問屋ニ於テハ其買入タル品物ヲ小売店ニ売捌キ之レニ宛テ、為替手形ヲ振出シ銀行ニ至リテ割引シ其金額ヲ當座預ケトナシ以テ最初買入レノ為メニ振出セル約束手形ノ仕払ニ充ツルヲ得ヘシ。未タ仕払期限ニ至ラサレハ此金額ヲ銀行ニ預ケ別ニ他ノ用途ニ使用スルヲ得ヘシ。是レ手形取引ノ利益アルニナリ。

第三現金商ヒハ勿論貸買商ヒト雖トモ其仕払ハ自店ニテ弁スヘキニ付、常ニ貨幣ヲ備ヘ置カサルヲ得ス。然レトモ手形取引ニ於テハ貨幣ヲ銀行ニ預ケ置キテ不便ナキ事。

手形取引ニ於テハ聊カモ現金ヲ備ヘ置クヲ要セサルコトナリ。若シ品物ヲ買入レント欲セハ則チ約束手形ヲ以テシ、売懸代金ヲ取

立ント欲セハ為替手形ヲ以テスルコト前ニ述ルカ如クシテ而シテ其手形ハ皆銀行ニ集ルヲ以テ凡テ貸金モ負債モ銀行帳簿ノ中ニテ決済スルヲ得ヘシ。是レ手形取引ノ利益アル三ナリ。

第四都テ現金ヲ取扱フコトナク悉ク手形ヲ以テ取引スルトキハ通貨ヲ鑑定シ且ツ計算スルノ勞ヲ省キ火災盜難ノ懼ナク從テ費用ヲ減スルヲ得ヘキ事。

現時東京商家ノ景況ヲ看ルニ此入費極メテ巨額ナルヲ知ル。洋商等巨大ナル取引ヲ為スモ至テ少人数ヲ以テスルヲ見レハ親カラ現金ヲ取扱フコトナク都テ手形取引キルコトヲ知ルヘシ。是手形取引ノ利益アル四ナリ。

第五手形ノ流通盛ニ行ハル、トキハ商家ノ名声ヲ傳播シ信用ヲ厚クシ其取引ヲ手広クスルヲ得ルコト。

現金商ヒ若シクハ貸売商ヒニ於テハ其取引ハ得意ニノミ止リテ甚ク狹隘ナルモノナリ。然レトモ手形取引ヲ行ヒ商家ノ手形洽ネク諸方ニ流通スルトキハ自カラ名声ヲ傳播シ何某ノ手形ナレハ安全ナリト賞譽スルニ至ルヘシ。故ニ大ニ營業ヲ奨励シ且ツ広張セシムルモノナリ。是レ手形取引ノ利益アル五ナリ。

以上ノ便益アルヲ以テ若シ諸君ニシテ之ヲ実行セラル、トキハ必ス東京府下商業ノ面目ヲ一新スヘシト思惟ス。因テ茲ニ之レヲ施行スルノ順序ヲ述ヘ諸君ノ参考ニ供ス。

一十日目払或ハ廿日目払其他適宜ノ約定ヲ以テ品物ヲ買入ル、時ハ左ノ書式ノ如キ手形ヲ造リ其売主ニ交付スヘシ。是レヲ府内ノ約束手形ト云フ。

印紙 約束手形

一金 何円

何品若干ノ代価

右物品受取候ニ付書面ノ金額何月何日限り貴殿或ハ貴殿ノ差込人へ此手形引替ニ無相違仕払可申候也

明治何年何月何日

蛭子屋鯛助[㊤]

大黒屋福兵衛殿

此手形ヲ以テ期限前ニ貨幣ヲ要スルトキハ左ノ如キ裏書ヲ為シ銀行ニ至リテ割引ヲ請求スヘシ。

表書ノ金額何々銀行ヨリ正ニ請取候間期日ニ至リ同行へ御払渡可被成候也

明治何年何月何日

大黒屋福兵衛[㊤]

一十日目払或ハ廿日目払其他適宜ノ約束ヲ以テ品物売渡シ期限前ニ金額ヲ要スル時ハ左ノ如キ手形ヲ作り銀行ニ至リテ割引ヲ請求スヘシ。是レヲ府内ノ為替手形ト云フ。

印紙類 為替手形

一金 何円

何品若干ノ代価

右ノ金額何々ヨリ正ニ受取候ニ付何月何日限此手形引替ニ右金額何々へ無相違御払渡可被成候也

明治何年何月何日

大黒屋福兵衛[㊤]

蛭子屋鯛助殿

一右ノ約束手形若シクハ為替手形ヲ割引セント欲ルモノハ敝行ニ来議

セラルヘシ。敝行ハ相当ノ契約ヲ結フノ後之レヲ承諾スヘシ。

右ノ手續ヲ以テ手形ヲ使用スルトキハ絶ヘテ現金商ヒ若シクハ貸売商ヒヲ要スルコトナシ。依リテ茲ニ其手續ノ大要ヲ述ンニ例ヘハ一問屋アリ。三十日目渡リ千円ノ他人ノ手形ヲ所持スルニ当リ現金ニテ貨物ヲ買入レント欲スルトキハ其融通ニ差支ユヘシ。此如キトキハ銀行ニ至リ拾円ノ割引ヲ以テ九百九十円ヲ得テ此金額ヲ銀行ニ当座預ケト為シ翌日九百円ノ小切手ヲ振出シテ以テ貨物ヲ買入レ三十日代金払ノ約束ニテ小売店ヘ千円ニ売捌キ為替手形ヲ振出シ銀行ニ至リテ此手形ヲ割引シ再ヒ当座預ケトナスヘシ。手形ノ仕払期日ニ至レハ銀行ヨリ小売店ニ向ヒ取付ケヲ為スヲ以テ万一不渡ノ事アルニアラサルヨリハ復タ手形ニ関係ナキナリ。豈亦至便ノ方法ナラスヤ。現今我東京商業取引ニ於テ此ノ如キ至便ノ方法行ハレサルハ誠ニ之ヲ遺憾ト云フヘシ。敝行等私カニ之ヲ歎キ同業同志ノ数行ト謀リ非力ヲ顧ミス諸君ト相待テ此良法ヲ誘導セント欲ス。冀クハ諸君弊ヲ捨テ利ヲ取り以テ実施セラレンコトヲ切ニ望ム処ナリ。

甲 手形添書文例 用紙証券界紙

何々銀行

為替手形割引添証書

何某氏何年何月何日附何号ノ手形仕払期日ニ至リ万一不渡ノ節ハ相当ノ利息並ニ諸入費トモ相添拙者ニ於テ速ニ償弁可仕候為念添証書如件

明治何年何月何日

何 某^印

何々銀行御中

乙 手形添書文例 用紙証券界紙

為替手形割引添証書

拙者何年何月何日第何号ノ手形仕払期日ニ至リ何氏ニ於テ万一仕払不申候節ハ相当ノ利息並ニ諸入費トモ相添ヘ拙者ニ於テ速ニ償弁可仕候為念添証書如件

明治何年何月何日

何 某^印

何々銀行御中

明治十四年十月十日

御清暢奉賀候。陳者先頃縷々申上候手形取引ニ付立法願請之儀ハ昨日書面も取究め連署上申之都合ニ仕候間、何卒別而御高配被下余り曠日弥久ニ不相成様御措置被下度候。且此法律御願申上候も畢竟重立候法官之見解を懇親上聞合候ニ別紙之如ク回答モ有之候程ニ付敢而右往復書状ハ表向進呈候ニハ無之只台下御一覽之為寫さし上候。右ニて此要請之情実ハ御諒察可被下候。

過日申上候栃木第四十一銀行抵当公債証書一条も願書ニ認替昨日進達仕候。是又此度ハ貫徹候様御厚配可被下候。

約束手形印税之伺書今以御指令ニ不相成候。是ハ御局務外ニ候得共何卒御配意被下早々相済候様仕度奉存候。

此度進呈之書面ニ相添ヘ候手形面之文字先頃之分ニ少々字句更正仕候。右ハ租税局ヘ印紙伺之分を此度之書面ニ相添候分ニ相違有之候

ニ付為念申上候義ニ御座候。右之段拝願迄勿々頓首

洪沢栄一

明治十四年七月廿九日

過日ハ昇堂奉妨清閑候。拝顔之手形取引ニ付法律上之懸念ハ左ニ略記之通り候間何分御審案御教示奉祈候。

第一 約束手形又ハ為替手形ハ明治九年第九十九号御布告ノ成文律ニヨリテ仕払ノ義務ヲ有スル人ノ急迫ニ際シテ通辭ヲ為スヲ得ルノ患ハコレナキヤ

此件譬ハ約束手形ヲ振出シタル人又ハ為替手形ノ名宛人タル者モシ日限ニ至リテ其仕払ヲ為シカタキヨリシテ却テ此御布告ニ籍リ「已レ直ニ其義務ヲ負サル人ニ対シテ仕方ヲ為スノ理ナシ。讓替ヲ承諾セス故ニ其効ナシト」借用証書ト手形トヲ混同シテ拒辭ヲ設クルトキ手形ハ右御布告外タル明文ナキニ付均シク貸借ノ証書ト看做ス杯ノ判断ヲ生スル恐れハコレナキヤト申意味ニ候。但為替手形ハ甲^{振出シテ金引受けケテ}丙^{引受けケテ}手形期日ニ金ヲ仕払フヘキ人ノ三人ニ限ル取引ナレハ、モシ一旦乙^{引受けケテ}ニテ取引ヲ為シテ後丙ニ送リ其承諾ヲ乞フニ当リ丙モシ承諾セサレハ乙ハ其手形ヲ直ニ甲ニ戻シテ取引セシ金額ヲ返却セシムルニ付差支少シト云トモ尚此手形数人ニ交渉セシトキ丙ノ金ヲ仕払フヘキ義務アル者其交渉中名前替リタルヲ以テ前ノ御布告ニ引付テ之ヲ拒ムノ辭柄ヲ生スルノ患アルンカト存候。

第二 為替手形ノ仕払人其仕方ヲ怠リタルトキ取引ヲ為シタル銀行ハ其手形振出人ヲ第一ノ義務者トスヘキヤ又ハ名宛人（手形ニ仕払ノ承諾ヲ為シタル分）ヲ第一ノ義務者トシ不足アレハ振出人ニ及フノ順序ナルヘキヤ

此件法律ノ明文ナキ様ニ存候ニ付銀行モシ振出人ヲ相手取り其償却

ヲ要求スルトモ名宛人ヲ身代限りニ為シタル上ニテ其不足ハ引受クヘシ杯ノ辭ヲ以テ其遷延ヲ謀ルノ恐れアリ。是等ハ從來ノ裁判法ニテハ如何相成ルモノニ候ヤ。

モシ慣行ノ裁判法ハ承諾セシ名宛人ヲ銀行ヨリ原告シテ身代限りヲ為シテ後ナラテハ振出人ニ掛合フヲ得サルトセハ銀行ハ大ニ懸念ヲ増スノ理アリ。何ントナレハ最初手形取引ヲ引受クハ多ク振出人ノ信用ヲ以テ取扱フモノナレハナリ。

之ニ反シテ直ニ其不渡リノ手形ヲ以テ振出人ヲ義務者ト為スヲ得ルトスルモ銀行ヨリ名宛人へ掛合弥不渡リトナリタル時ニ振出人ニ通知スル訳ニ付其間多少時日ヲ要ス故ニ此時日遷延ヲ苦情トシテ振出シ人ハ其義務ヲ免ル、ノ辭柄ヲ生セサルヲ得ス。「譬ハ八月十五日限りノ手形不渡リト為リテ振出シ人へ銀行ヨリ掛合フ日時ハ廿日トナリタルキ日限後レノ苦情ヲ振出シ人ヨリ申出ルノ類」然リト云トモモシ不渡リノ即日ニ銀行ヨリ振出シ人ニ通知スルハ極メテ難事ニテ且取引上得意先ヘノ慈愛ヲ失フノ恐れアリ。故ニ其裁判法ノ歸スル所ヲ前知スルヲ要用トス。

過日呈電覽候書面中副証書ノ雛形相添候ハ此懸念ニ付テ相設候得共此副証書ヲ展伝交通スヘキ手形ニ附スルハ余日不文明トノ説モ有之手数モ亦不少候故或ハ手形表面ニ記入セハ如何ト再案セシ義ニ御座候。右之外尚連接之事ヨリ奉伺度義モ数多可相生ト奉存候得共是迄手形取引相成候ハ隔地間ニハ（東京ト大坂トノ類）追々相進居、未タ一度モ面倒ハ不相生候得共、モシモ相生シ候ハ、如何ト目前之懸念モ有之。其上当府下ニ拡伸之望有之候ヨリ篤ト現在之裁判ニテモ此辺ニ可相成或ハ法理ハ斯々ナレトモ尚法律之明文ヲ要スヘキ等高案御垂示之程偏ニ奉祈候。頓首謹言

洪沢君ノ問ニ対フ

第一 立法ノ原由

凡ソ法律ナルモノハ何ニ由テ之ヲ設立セシヤト問フモノアラハ事柄アリテ其事柄ヲ保護スヘキ規程無ケレハ其事柄ノ安全ヲ鞏固ナラシムルヲ得サルニ因リ法律ヲ設立セリト答ヘサルヲ得サルヘシ。

第二 習慣ハ成文法ノ基礎

事柄ノ為メニ法律ヲ設クルコトハ多クハ其事柄ヲ取扱ヒシ経験ノ慣行ヨリシテ終ニ成文ノ法律トナルコトハ各国普通ニ行ハレシ成述ニシテ人ノ疑ハサルコトナルヘシ。

第三 裁判ノ一定ニ帰シ難キ原由

此ニ一難問アリ其訳ハ、甲乙等ノ各国〔欧米各国〕ニ於テハ、久シク慣行セシ事柄ニシテ且ツ成文ノ法律モ全備シタルトモ、丙国〔日本ノ類〕ニテハ、其事柄ノ行ハレシコト、日猶ホ浅ク、人民モ其事柄ヲ熟知スルモノ少ナク、事理蒙昧ノ中ニ挙行スルノ場合ニ当リ、其事柄ヨリ生スル争訟ニ付キ、裁判ノ結果ハ、如何ナル方向ニ帰着スヘキヤノ問是ナリ。

右ニ答フルニハ、裁判ノ結果ハ、一定ニ帰着スルコトヲ保シ難シトノ言ヲ以テセサルヲ得ス、如何トナレハ、左ノ如シ。

第一 丙国ニ於テ、曾テ成文律ナキ時代ナレハ、何事モ自然法ノ

ミニ依拠シ、成文律ノ為メニ束縛セラル、コトナケレトモ、

甲ノ条件ニハ成文律アリテ、乙ノ条件ニハ成文律ナク、却テ之カ為メニ、裁判上、許多ノ疑難ヲ生スルコト少ナカラ

サルコトアリ。

第二 成文律ナキ条件ハ、法官、頭腦ノ作用ニ依リ、審判ヲ為スヲ以テ、裁判セシ結果ノ一定ニ帰スルヲ保シ難シ。

第三 丙国ニ於テ経験慣行少ナキ事柄ハ、之ヲ取扱フ人民モ、其

意思、多岐ニ迷ヒ易ク、其争訟ヲ裁判スル法官モ、亦タ其意思、多岐ニ迷ヒ易ク、而シテ右ノ如キ多岐ナル意思アルニ乗シ、奸詐モ亦其間ニ行ハレ易シ、故ニ明敏老練ナル法官ニ非サレハ裁判ノ失当ヲ来スヲ以テ、裁判ノ結果ハ、如何ナルヘキヤヲ保シ難シ、

右ノ如キ理由ナルヲ以テ、本案、質疑サレシ点ニ付キ、裁判一定ノ結果ヲ得ント欲セハ、為替法ノ成文律、即チ商法ノ一部分ヲ設立スルコトヲ除キテハ、恐クハ他ニ満足スヘキ企望ヲ達スルノ道ナカルヘシト信ス。

若シ又タ小生ニ於テ裁判セハ、其裁判ノ見込ハ如何ントノ問アラハ、小生ハ、約束手形ニモセヨ、又ハ為替手形ニモセヨ、各々手形ノ性質ト、双方授受ノ意思トニ従ヒ、事実ニ適當セシ裁判ヲ為サント欲スルノミ。

以上ヲ、貴問第一ノ答トス。

第四 原告人カ訴訟ノ被告ヲ定ムルコトハ、前後ノ順序アルノ場

合

第二ノ貴問為替手形ノ被差人カ、承諾ヲ為セシ上ノ不渡リ金ナレハ、其承諾人ニ対シ、訴訟ヲ為シ、其裁判済ノ後ニ非サレハ差立人ニ掛ルコトハ、出来サルヘシト信ス。

右ハ不便利ナル裁判ノ手続ナレトモ、此ノ如キ習慣ナルユヘニ成文律ヲ用ヒ、之ヲ改正セサレハ、便利ナル方法ニ移ルコト能ハサルヘ

シ、

義務者〔本人〕ト受人証人トニ対シ、訴訟スルノ場合ニ於テハ、嚴重ナル成文律アリテ、第一番ニ義務者ヲ相手取り、其裁判済、後至ラサレハ、受人証人ニ対シ、訴フルコトヲ得サル法ナリ、是亦不便ト云ハサルヲ得ス。

第五 相手方カ、連帯ノ義務者ナレハ、何人ヲ相手取ルモ、原告

ノ撰ニ任スヘキコト。

前文ニ掲ケシ如ク、不便利ナル習慣法ト成文法トヲ改正スルニハ、如何ナル改正ヲ用フヘキヤト問ハンニ、或ル事柄ニ付テハ權利者等ハ連帯ノ權利ヲ有シ、義務者等ハ、連帯ノ義務ヲ負フノ法律ヲ設定セサレハ、真理ニ適合セシ便益ハ、之ヲ得ルニ道ナカルヘシ、〔仏商法第四百十條見合〕

第六 手形ノ書式

約束手形ノ雛形ニハ何品若干ノ代価トノミアリテ、何品ヲ受取りシコトノ明文ナシ、為替手形ノ雛形ニハ〔右ノ金額何々銀行ヨリ正ニ受取候ニ付〕トノ明文アリ。何故ニ、両箇トモ同一理ナル手形ニシテ、為替手形ニ於テハ、金ヲ払渡スヘキ原由、即チ金ヲ受取リシコトヲ記載シ、約束手形ニ於テハ、金ヲ仕払フヘキ原由、即チ物品ヲ受取りシコトヲ記載セサルヤ、若シ代価トアル上ハ、物品ヲ受取りシコトハ論ヲ待タストノ意ナレハ、法ニ適セサル意見ナリトス。如何トナレハ代価ノ引渡シハ、物品ヲ受取りシ後ニ為スコトモアリ、物品ヲ受取ラサル前ニ為スコトモアリテ、双方ノ便利ヨリ成リ立ツコトユヘニ、代価ノ二字カ記載シアリトテ、之ヲ以テ、物品ヲ受取りシ証ト為スコトヲ得ス、故ニ他日ノ異論ヲ予防スル為メニハ、約束手形ヘモ、物品ヲ受取りシコトヲ明記シタキコトナリ、若シ然カセ

サリシトキハ約束手形ハ振出シタレトモ、物品ハ未タ受取ラサルニ付キ、相手方ニ在テ、物品引渡シノ約ニ背キシ上ハ、物品ノ引渡シヲ為スニ非サレハ、金ノ仕払ハ為シ難シト云フカ如キ、詐偽ヲ為スノ基トナルヘク、又ハ事実ニ於テ、真ニ右ノ如キ行違ヒナシトモ断定シ難キニ似タリ、〔仏国商法第百十條ノ第七項及ヒ第百八十八條ノ第五項見合〕

第七 手形ノ書式

手形ノ雛形ニハ、払方承諾ノコトヲ、裏書ニスルノ方法ナレトモ、承諾ノコトハ、表書ニ記載シテ、手形持主ノ移転スルコトヲ裏書ニスル方、便益ナルヘシト思考セリ、〔仏商法第百二十二條及ヒ第百三十六條見合〕

第八 手形持主ノ移転スルコト

手形ヲ所持スル權利者〔手形持主〕即チ手形ニ記載シアル金額ヲ得ヘキ權利者カ、其所持スル手形ノ所有權ヲ、他人ニ移スノ手續ニ於テハ、尤モ布告ノ明文アルヲ必要トス、若シ然ラサレハ、右ニ付テノ争訟ヲ生スル毎ニ、太タ繁難ナル裁判ノ手續ヲ経サレハ事実ヲ証明シ難キコトナルヘシ〔仏商法第百三十六條見合〕

明治十四年七月三十日

玉乃世履記

第九拾九号

金穀等借用証書ヲ其貸主ヨリ他人ニ讓渡ス時ハ其借主ニ証書ヲ書換ヘシムヘシ若シ之ヲ書換ヘシメサルニ於テハ貸主ノ讓渡証書有之トモ仍ホ讓渡ノ効ナキモノトス此旨布告候事
但相続人へ讓渡候ハ此限ニアラス

明治九年七月六日

太政大臣三條実美

【註1】朱書

【史料18—1】合本銀行貯藏銀行條例御發行ノ義ニ付上申

合本銀行貯藏銀行條例御發行ノ義ニ付上申

明治九年国立銀行條例改正以來七八年ノ久シキ国立銀行ノ數既二百五十有余ノ多キヲ致シ其内三四ノ銀行覆滅ヲ取りシコトナキニ非スト雖モ其他ハ大率子今日ニ至リ基礎漸ク定リ、隨テ一國ノ經濟上裨益スル所亦鮮少ナラス。其然ル所以ハ畢竟條例成規ノ設アリテ之ヲ保護監督スル所以ノモノ周到詳密ナルノ致ス所ニ外ナラス。然ルニ私立銀行其他社ノ名ヲ以テ銀行事業ヲ営ムモノニ至リテハ從來未タ之ヲ律スルノ成法ナキニ依リ總テ人民相互ノ結約ニ任セ敢テ之ヲ規約檢束スル所アラサリシカ。近來人民益々合資興利ノ念慮ヲ發シ私立銀行貯藏銀行ノ類創立ヲ出願スル者陸續相接キ現今ニ至テハ私立銀行ト稱スルモノ百七十五行此資本金千八百四拾九万六千九百圓会社ト稱スルモノ五百二十九社此資本金千六百六拾七万四千五百七拾余円貯藏銀行并ニ貯蓄会社ト稱スルモノ三十三此資本金七拾貳万六千貳百五拾六円總數七百三十七資本金總額三千〇八拾九万七千七百餘円ノ多キニ及ヘリ。其盛洵トニ嘉スヘキカ如シト雖モ苟モ之カ運用ヲ誤ルトキハ其害亦測ル可カラサル者アリ。今各地方ノ情況ヲ通觀スルニ大率子之カ主唱者ナルモノ未タ銀行ノ何物タルヲ知ラス又其地方ニ資本ヲ要スルノ程度ヲ量ラス。其甚シキハ銀行ヲ視テ以テ後手攫利ノ捷徑ナリト妄斷シ之ヲ以テ地方ノ愚民ヲ誘導シ株主ヲ募集スルノ弊少シトセス。其レカ為メ一地方ニシテ數多ノ小銀行併興シ同業相競ヒ余有ルノ資本ヲ以テ限有ルノ需要ヲ待ツ。其弊ヤ花主ノ良否ト抵當ノ確否トヲ問ハス程度外ノ貸附

ヲ為シテ奇利ヲ僥倖セント欲スルニ至ル。是レ現今私立銀行ノ通弊ニシテ其禍胎ヲ他日ニ遺ス。果シテ如何フヤ。苟モ事無ケレハ乃チ止ム。一旦蹉跌ヲ致スコトアランニハ顛頓狼狽自ラ救フニ違アラサルニ至ルヘキハ必然ニシテ其害豈独リ一銀行ニ止ランヤ。全国七百三十七社資本金三千〇八拾九万七千七百餘円ノ多キ其一進一退ハ全国ノ經濟上ニ影響ヲ及ホスコト実ニ尠少ナラス。若シ此際一定ノ條例ヲ發行シ以テ之ヲ規約監督スルニ非サレハ他日何等ノ患者ヲ惹起サンモ測ラレス。依テ此條例中其重要ナル事項ヲ考究スルニ第一資本金寡少ナル銀行ハ大率子營業上得失相償ハスシテ却テ株主ノ損耗ヲ來スハ勿論其商業上ニ裨益スル所蓋シ亦幾モ希シ。且ツ夫小資本ヲ以テ満足スヘキノ地方ハ一個人ヲ以テ營業スルモ可ナリ。又其地方ニシテ多少金融ノ需要アリテ小銀行ノ設立ヲ要スル程ナレハ自カラ他ノ銀行ヨリ支店ヲ置クコト必然ナリ。何フ故ラニ株主ヲ募リ一小銀行ヲ創立スルヲ須ヒンヤ。依テ合本銀行ノ資本金ハ五万円以上ト定メ若シ其地方ニヨリ已ムヲ得サルノ事實アルモノハ地方官ノ意見ヲ聽キ其利害得失ヲ詳悉シタル上特別ニ之ヲ許可スルモノトセハ一ハ以テ小銀行競争ノ弊ヲ防キ一ハ以テ彼是變通ノ道ヲ失ハサルニ庶幾カラシ。第二銀行責任ノ義ハ有限無限ノ兩法各々其理由アリテ從來仏國ハ有限ヲ用ヒ英國ハ大率子無限ノ制ニ從ヒシカ先年「グラスコー」銀行ノ破産ニ當リ其責任ノ無限ナルカ為メ株主ノ破産流離スルモノ少カラス。巨商大賈ト雖モ之カ為メ危殆ノ地位ニ陥イリ其地方ノ商業上ニ激變ヲ來シ非常ノ慘狀ヲ極メ附近諸國モ亦為メニ多少ノ影響ヲ被フルニ至レリ。尔後英國ニ在テモ無限責任ノ弊害終ニ此ニ至ルヲ察シ改良ノ說ヲ主張スルモノ多ク政府ニ在テハ習慣ノ久キ未タ遽カニ改ムル能ハスト雖モ其說亦殆ント此ニ歸セリト聞ク。無限責任ノ弊其レ亦察セサル可ケンヤ。夫レ我邦私立

銀行ノ若キハ未タ条例規則ノ設ナキカ為メ姑ク無限責任ヲ以テ營業セシメタリト雖モ今ヤ条例制定ニ當リ之ヲ將來ニ慮リ之ヲ外国ノ実例ニ徴スルニ此際改メテ有限ノ制ニ從フヲ適當ナリトセンカ。然レトモ又顧ミテ一般ノ情勢ヲ察スルニ銀行会社ノ花主タル者概シテ未タ有限無限ノ何物タルヲ弁知セサルノミナラス又其銀行ノ確否如何ヲ顧ミス徒ニ信任ヲ以テ取引ヲ為シ始ヨリ毫モ警戒スル所ヲ知ラス。而シテ銀行ノ將サニ傾覆セントスルニ及シテ方ニ始メテ狼狽自失スルモノ比々是レナリ。夫レ花主ノ未タ事ヲ解セサル此ノ如シ。之ヲ如何ソ適宜ノ制ヲ設ケテ以テ之ヲ保護スル所ナクシテ可ナランヤ。去迎銀行ノ責任ヲシテ依然無限ナラシメンカ。株主ノ禍害ヲ被フル亦察セサル可カラス。何トナレハ現今ノ私立銀行ハ大率子資力薄弱ニシテ當業者猶キ練達ヲ欠クモノ多ケレハ一朝破産倒行ノ不幸ナキヲ保セス。若シ此ノ不幸ニ遭遇スルコトアレハ其禍害ヲ衆株主ニ及ホシ延イテ商業社会ニ妨碍ヲ与フルコト勝テ言フヘケンヤ。故ニ万一其銀行ニシテ破産スルコトアルモ株主ノ禍害此ノ如キノ惨烈ニ至ラシメサルノ保護法ヲ設ケサル可カラス。之ヲ要スルニ花主固ヨリ保護スヘシ。株主モ亦之ヲ忽諸ス可カラス。依テ合本銀行ノ責任ハ姑ク被是折衷シテ倍額保証ノ有限トナシ銀行若シ鎖店スルトキハ各株主ヲシテ其所有株金ノ外更ニ之ト同額ヲ限り各々出金シテ以テ其負債ヲ弁償セシムルモノトスヘシ。夫レ此ノ如クナレハ則チ花主ニ倍額ノ保証アリ株主ニ有限ノ保護アリ。而ナカラ其利益ヲ全フシテ互ニ權衡ヲ失ハサルヘシ。而シテ發起人及ヒ株主等ニ在テモ初ヨリ警戒ヲ加ヘテ敢テ妄斷輕率ノ憂ナク随テ銀行ノ確實ニ赴クヘキハ亦論ヲ俟タサルナリ。夫ノ国立銀行ノ若キハ素ト政府ヨリ特權ヲ付与シ花主株主両ナカラ直接ノ保護ヲ受クル者ナレハ一般私立ノ銀行ト其責任ヲ異ニスルモ誰カ敢テ之ヲ怪マシヤ。第三貯藏銀

行ノ義ハ細民日常ノ工錢ヨリ其幾分ヲ貯蓄セシメ厘ヲ積ミ毛ヲ累子之ヲシテ他日幾許ノ資本ヲ得セシムルヲ目的トスル者ニシテ畢竟政府慈惠ノ主意ニ出ツヘク人民營利ノ目的ハ毫モ其間ニ存スルコトヲ得ス。是レ欧州諸國ニ於テ政府自ラ之ヲ管掌シ之ヲ人民ニ放任セサル所以ナリ。今我國貯藏銀行ノ數三十三行資本金七拾貳萬六千貳百五拾六円ノ多キニ登ル。我國一般ノ進歩ヲ以テ之ヲ視ルニ亦盛ナラサルニ非スト雖モ未タ条例ノ制定ナキヲ以テ資本ノ虛実營業ノ確否或ハ未タ其實ヲ得ス。管理上ニ於テ亦遺憾ナキコト能ハス。且其創立多クハ營利ノ目的ニ出テ慈惠ノ点ニ至テハ未タ顧ルニ違アラサルモノアリ。是ヲ以テ事業或ハ慎重ヲ欠キ之カ為メ他日非常ノ災害ヲ醸シ小民ヲシテ貯藏銀行ヲ厭忌スルノ念ヲ起サシメンモ測ラレス。是レ早晚之ヲ政府ニ収メ以テ十分慈惠ノ本旨ヲ達スルニ非サレハ蓋シ一國ノ計ニ非サルナリ。然リト雖トモ全國七百三十七行ノ多キ遽カニ之ヲ処分スルハ亦得策ニ非サルヲ以テ今合本銀行條例ノ制定ニ方リ其特ニ貯藏銀行ニ関スルモノ數項ヲ掲ケテ余ハ蓋ク合本銀行ト一律ニ之ヲ規約スルモノトセハ其事業稍ヤ慎重ヲ加ヘ或ハ慈惠ノ実ヲ失ハサルニ庶幾カラン。而シテ其責任ノ若キモ各株主ヲシテ無限ノ責任ヲ負ハシメ以テ自ラ警戒スル所ヲ知ラシム。是レ亦尋常一般ノ銀行ト其資格ヲ異ニシ其業体ヲ同セサルヲ示ス所以ナリ。此外結社ノ方法役員ノ責任及ヒ罰則等ハ之ヲ從來ノ經驗ニ徴シ旁ハラ欧州諸國ノ律令ニ就キ彼是參酌シテ此ニ別冊合本銀行貯藏銀行條例草案按ヲ草定シ以テ上呈ス。此條例御発行ノ上ハ全國銀行管理ノ方法始メテ備ハリ貨財流通ノ要機更ニ面目ヲ革新スヘク實ニ目下ノ急務ト存候条至急御裁定御施行相成候様致度此度相伺候也。

明治十六年十月

大藏卿松方正義

【史料18—2】合本銀行貯蔵銀行条例

合本銀行貯蔵銀行条例

第一章 合本銀行

第一節 性質及ヒ營業年限

第一条 合本銀行ハ株式ヲ以テ資本金ヲ募リ次条ニ記載スル事業ノ全部又ハ幾分ヲ営ム会社ヲ云フ

第二条 合本銀行ノ營業ハ左ノ如シ

第一 貸附金、預り金、為換荷為換ノ取扱ヲ為ス事

第二 為換手形約束手形其他諸証書ノ割引又ハ其代金ノ取立ヲ為ス事

第三 公債証書外国貨幣及ヒ地金銀ノ売買又ハ両替ヲ為ス事

第四 金銀貨貴金屬及ヒ諸証書ノ保護預リヲ為ス事

第三条 合本銀行ハ株主七人以上資本金五万円以上ニ非サレハ創立スルコトヲ許サス。但地方ノ事情ニヨリ大藏卿之ヲ必要ナリトスルトキハ右制限以内ト雖モ特別ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第四条 合本銀行ノ營業年限ハ開業免狀ノ日附ヨリ滿十五年トス。但滿期ノ後尚ホ其業ヲ繼續セントスル者ハ株主總會ノ決議ニ依リ更ニ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

第二節 創立

第五条 合本銀行ヲ創立スルニハ發起人三人以上ニテ株主ヲ結合シ創立願書ニ定款ヲ添ヘ地方庁ヲ經由シテ大藏卿ニ差出スヘシ

第六条 定款ニハ銀行ノ名称本支店設置ノ場所資本金額其他株主等契約ノ條款ヲ記載シ株主一同署名捺印シ地方官ノ與書証印ヲ得ルモノトス

第七条 大藏卿ハ創立願書及ヒ定款ヲ審按シ適當ナリト認ムルトキハ之ヲ許可シ且定款ニ與書捺印ヲ為シテ之ヲ下付スルモノトス。

第八条 銀行ヨリ開業前資本金ノ届ヲナシタルトキハ大藏卿ハ特ニ

官吏ヲ派遣シ又ハ地方官ニ命シテ之ヲ検査セシメ其入金確實ナルモノハ開業免狀ヲ下付スヘシ。但其入金確實ナラサルモノハ前条ノ許可ヲ取消スモノトス

第九条 發起人ハ総員ニテ資本金高十分ノ二以上ヲ負担シ且役員選定迄ハ其銀行ニ関スル一切ノ責ニ任スヘシ

第十条 合本銀行ハ開業前ニ株主總會ヲ開キ頭取々締役ヲ選舉シ且支配人ヲ選任スヘシ

第三節 社名及ヒ社印

第十一条 合本銀行ハ開業免狀ヲ得タル上某銀行ト稱シ開業前ニ其印鑑ヲ大藏卿ニ届出ツヘシ

第十二条 合本銀行ノ名称ハ人ノ氏名又ハ他ノ銀行ト同名若クハ類似ノ者ヲ用フルヲ得ス。但此条例布告以前ニシテ人ノ氏名ヲ用ヒシ者ハ此限ニ在ラス

第十三条 合本銀行ハ諸願届ヲ始メ訴訟約定報告及ヒ手形証書其他緊要ノ文書ハ総テ社名ヲ用ヒ社印ヲ捺シ且頭取支配人等ノ役印ヲ加用スヘシ

第十四条 合本銀行ハ營業時間中其名稱ヲ記シタル掲牌ヲ店頭ニ掲ケ

置クヘシ

第四節 資本金及ヒ株式

第十五条 合本銀行ノ資本金ハ之ヲ同額ノ株式ニ分割シ一株式拾円以上タルヘシ

第十六条 合本銀行ノ株券ハ記名トナシ内国人ニ限り之ヲ所有スルコトヲ得、但銀行ノ營業年限間株金ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得ス

第十七条 合本銀行ノ資本金ハ開業前ニ半額以上ヲ入金シ残高ハ定款ニ於テ適宜割合ヲ定メ、開業ノ翌月ヨリ十月以内ニ入金スヘシ。但入金毎トニ之ヲ大藏卿ニ届出ツヘシ

第十八条 合本銀行ノ株主規定ノ入金ヲ怠ルトキハ銀行ニ於テ五十日以内ニ其株式ヲ公売シ、売却ニ関スル費用ヲ引去リ、若シ残金アルトキハ之ヲ元株主ニ還付スヘシ

第十九条 右売却ノ手續ヲナシ其株式ヲ買受ルモノナキトキハ銀行ニ於テ既ニ入金シタル金高ヲ没収シテ其株式ヲ消却シ、其旨ヲ大藏卿ニ届出ツヘシ。但第三条ニ定メタル資本期限高ヨリ減少スルヲ許サス

第二十条 合本銀行ノ株主ハ定款ヲ以テ定メタル手續ニ依リ何時ニテモ其株式ヲ売買譲与スルコトヲ得ヘシ。但銀行ハ毎半季利益金配当ノ際三十日以内ハ株式ノ売買譲与ヲ停止スルコトヲ得

第二十一条 合本銀行ハ株主總會ノ決議ニ依リ大藏卿ノ許可ヲ受クルニ於テハ其資本金ヲ増加スルヲ得ヘシ。但入金済ノ上ハ株主姓名株数及ヒ金額等ヲ詳記シタル増加証書ヲ作り地方官ノ奥書証印ヲ得テ之ヲ大藏卿ニ差出シ奥書証印ヲ受クルモノトス

第二十二条 合本銀行其資本金ヲ減少セントスルトキハ株主總會ノ決議ニ依リ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ。右許可ヲ受ケタル上減少實施ノ期日ヲ定メ少クモ六十日以前ニ其減少高及ヒ其期日ヲ

各債主ヘ報知シ、且十五日以上新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第二十三条 前条資本金減少ノ際其銀行ニ貸金預ケ金其他銀行ヨリ受取ルヘキ勘定アル者ハ、其支払期日ニ至ラスト雖モ、右減少實施ノ期日前三十日ノ間何時ニテモ左ノ二項ニ準シ之カ償却ヲ購求スルノ權利アルヘシ

第一 凡ソ定期ノ預ケ金又ハ貸金アル者ハ其元金及ヒ現ニ仕払ヲ受クル日迄ノ利息ヲ受取ル事

第二 凡ソ銀行ヨリ受取ルヘキ勘定アル者ハ現ニ仕払ヲ受クル日ヨリ其約定期日迄ノ利息ヲ引去リ其残金高ヲ受取ル事

第二十四条 前二条ノ手續ヲナシ資本金減少ヲ實施シタル上減少証書ヲ作り地方官ノ奥書証印ヲ得テ之ヲ大藏卿ニ差出シ奥書証印ヲ受クルモノトス

第五節 株主總會

第二十五条 合本銀行ハ毎年一月七月ノ両度ニ定式株主總會ヲ開テ半季間廻務ノ要領諸計算ノ実況ヲ報告シ利益金配当等ノ事ヲ決議スルモノトス

第二十六条 定式總會ハ株主總會五分ノ一以上ニシテ総株五分ノ一以上ヲ有スル株主出席スルニ於テハ決議スルヲ得ルモノトス

第二十七条 頭取々締役ニ於テ必要ナリト思考スルカ又ハ株主総員五分ノ一以上ニシテ総株五分ノ一以上ヲ有スル者ノ請求アルニ於テハ何時ニテモ臨時株主總會ヲ開クヲ得ヘシ。但開會ノ期日ヨリ七日以前ニ議事ノ要旨ヲ各株主ニ通知スヘシ

第二十八条 臨時總會ハ株主総員十分ノ五以上ニシテ総株十分ノ五以上ヲ有スル株主出席スルニアラサレハ決議スルコトヲ得ス

第二十九条 支店ノ廢置、資本金ノ増減、營業年限ノ延期又ハ鎖店其

他定款改正ニ係ル事件ハ臨時總會ニ於テ決議スルモノトス。

但此等ノ事件ハ大藏卿ノ許可ヲ受クルニ非ラサレハ施行スルコトヲ得ス

第三十条 株主總會ニ於テハ頭取ヲ議長トナシ決議ハ投票ノ多数ニ從フヘシ。可否同數アルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第三十一条 株主總會ニ於テ株主投票ノ權利ハ其所有ノ株數ニ抛ルヘシ。但十株以上ヲ有スル株主ノ權利ハ定款ニ於テ適宜通減ノ制ヲ設クヘシ

第三十二条 株主總會ニ出席シ難キ株主ハ委任状ヲ与ヘ他ノ株主ヲシテ代理セシムルコトヲ得、但自身又ハ代理ヲ問ハス一人ノ株數其總數五分ノ一又ハ出席員所有株五分ノ二ヲ超過スルトキハ其超過ノ株數ニ對シテハ投票ノ權利ナキモノトス

第三十三条 合本銀行ノ株主ハ總會前六十日以内ニ所有シタル株式ニ對シテハ投票ノ權利ナキモノトス

第三十四条 合本銀行ノ役員ハ總會ニ於テ自己所有ノ株式ニ對シ投票ノ權利ヲ有スルハ勿論ト雖モ他人ノ代理トナルコトヲ得ス

第三十五条 株主總會議事ノ顛末ハ議事録ニ詳記シ議長之ニ檢印シ後日ノ証ニ供スヘシ。但決議ノ事件ハ直ニ大藏卿ニ届出ツヘシ

第六節 役員選舉

第三十六条 合本銀行ノ取締役ハ三名以上トシ株主總會ニ於テ株主中ヨリ選舉スルモノトス。但左ニ掲クル株主ハ取締役タルヲ得ス

第一 千円以上ノ株式ヲ有セサル者

第二 丁年未滿ノ者

第三 後見人ノ名義ヲ以テスル者及ヒ共有財産ヲ以テ加入シタル

者

第四 曾テ身代限ノ処分ヲ受ケシ者及ヒ曾テ銀行会社ノ役員トシテ其銀行会社ニ損失ヲ來シ因テ之ヲ鎖店ニ致シタル者

第三十七条 合本銀行ノ頭取ハ取締役中ヨリ互選ヲ以テ推挙スルモノトス

第三十八条 支配人以下ノ諸役員ハ頭取々締役ノ衆議ヲ以テ之ヲ選任スヘシ

第三十九条 頭取々締役支配人ハ選任毎ニ其住所姓名印鑑ヲ大藏卿ニ届出ツヘシ

第四十条 頭取々締役ノ在職ハ一期三年以内トシ滿期後幾回ニテモ選舉スルコトヲ得、但株主總會ニ於テ決議スルトキハ任期中ト雖モ之ヲ退職セシムルヲ得ヘシ

第四十一条 合本銀行ノ頭取々締役ハ身元保証トシテ千円以上ニ當ル其銀行ノ株券ヲ任期中其銀行ニ預ケ置クヘシ。但本人退職スト雖モ其半期ノ決算ヲ完結シタル上ニ非サレハ之ヲ受戻スコトヲ得ス

第七節 銀行及ヒ役員ノ責任

第四十二条 合本銀行ノ責任ハ倍額保証ノ有限トナシ銀行鎖店ニ際シ負債償價ノ為メ各株主ノ負担スヘキ義務ハ其所有株金ノ外更ニ之ニ對スル同額ヲ限り各々出金スルモノトス

第四十三条 頭取々締役其他ノ役員本条例又ハ定款ニ背キ或ハ不正ノ意思ニヨリ約定シタルモノト雖モ苟モ社名ヲ用ヒ其事銀行ノ事業内ニアルトキハ銀行ハ社外ノ人ニ對シテ其義務ヲ負担スヘシ。但社外ノ人其情ヲ知テ約定ヲナシ又ハ相謀ルノ証アルトキハ此限ニ在ラス

第四十四条 頭取々締役其他ノ役員本条例又ハ定款ニ背キタル所為ニ

由リ銀行ニ損失ヲ生セシメタルトキハ本人及ヒ之ヲ為サシメタル者連帶シテ弁償ノ責ニ任スヘシ

第八節 營業

第四十五条 合本銀行ハ左ニ掲クル場合ニ於テハ地所家屋其他ノ物件ヲ売買シ又ハ所有スルヲ得ヘシ

第一 銀行營業ノ為メ必要アルトキ

第二 貸付金抵当ノ流込トナリタルトキ

第三 貸付金ノ抵当ニシテ裁判上売却トナリ又ハ貸付金返済ノ為メ公売ニ付シタルトキ

第四十六条 合本銀行ハ大藏卿ノ許可ヲ受クルニ非サレハ他ノ銀行及ヒ諸会社ノ株主トナルコトヲ得ス

第四十七条 合本銀行ハ自己ノ株券ヲ抵当ニ取り又ハ之ヲ買戻スコトヲ得ス

第四十八条 合本銀行ノ營業時間及ヒ休暇日ハ定款ニ於テ之ヲ定メ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第九節 検査

第四十九条 大藏卿ハ臨時官吏ヲ派遣シ又ハ地方官ニ命シテ合本銀行ヲ検査セシムヘシ。但大藏卿ハ營業時間中ト雖モ検査ノ為メ一時其營業ヲ停止セシムルコトアルヘシ

第五十条 合本銀行ノ役員ハ検査官ノ要求ニ応シ現金簿冊及ヒ一切書類ノ檢閲ヲ受ケ且其推問ニ對シテ誠実ノ答ヲ為スヘシ。但検査官ハ検査ノ為メ必要ナリトスルトキハ株主ヲ徵集推問スルコトヲ得

第五十一条 合本銀行ノ株主ハ營業時間中何時ニテモ其銀行ノ現金簿

冊及ヒ一切ノ書類ヲ点檢スルコトヲ得

第十節 計算簿冊及ヒ報告

第五十二条 合本銀行ハ毎年六月十二月ノ両度ニ其半季間營業ノ総勘定ヲ為シ損益ヲ決算シ純益金ノ分配ヲ為スヘシ。但資本金ニ欠額ヲ生シタルトキハ純益金ノ分配ヲ止メ之ヲ以テ其欠額ヲ補フヘシ

第五十三条 合本銀行ノ簿冊及ヒ報告書ハ大藏卿ノ命スル様式ニ從ヒ實際ノ計算ヲ精確カ^レ記載スルモノトス。但報告書ハ毎年二月十五日八月十五日ヲ限リ大藏卿ニ差出スヘシ

第五十四条 合本銀行ハ每半季決算後其資産負債及ヒ損益ノ計算ヲ簡明ニ記シ新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第十一節 鎖店

第五十五条 合本銀行ニ於テ左ニ掲クル事實アルトキハ大藏卿ハ其銀行ヲ鎖店セシムルコトアルヘシ

第一 銀行ニ於テ負債弁償ノ義務ヲ尽ス能ハサル証拠アルトキ

第二 銀行ニ於テ資本金高半額以上ノ損失ヲ生セシトキ

第三 銀行ニ於テ本条例ニ背戻シ大藏卿之ヲ鎖店セシムルニ至當ナリト思考スルトキ

第四 株主又ハ資本金ノ員額第三条ノ制限以内ニ減少シ六ヶ月ヲ經過シテ尚ホ之ヲ補充セサルトキ

第五 株主總會ノ決議ニ依リ官命鎖店ヲ請願セシトキ

第五十六条 合本銀行ハ左ノ場合ニ於テハ自ら鎖店ヲ為スヘキモノトス。但株主連署ヲ以テ事情ヲ具シ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ

第一 銀行ノ營業年限滿期ニ及ヒタルトキ

第二 株主總會ニ於テ自鎖店ノ決議ヲ為シタルトキ

第五十七條 合本銀行官命鎖店ノ命ヲ受ケ又ハ自鎖店ノ許可ヲ得タル

トキハ五日以内ニ其旨ヲ株主ニ通知シ且通知ノ日ヨリ十五日

以上新聞紙ヲ以テ公告スヘシ

第五十八條 合本銀行ハ官命鎖店ノ命ヲ受ケ又ハ自鎖店ノ許可ヲ得タ

ル日ヨリ諸貸付割引ハ勿論其他一切ノ營業ヲ為スヘカラス。

但其銀行ニ收入スヘキ金員其他ノ物件ヲ受取り又ハ保護預リ

ノ金員又ハ物品ヲ渡スハ此限ニ在ラス

第五十九條 合本銀行ハ官命鎖店ノ命ヲ受ケ又ハ自鎖店ノ決議ヲナシ

タル日ヨリ株券ノ売買譲与ヲ禁ス。但之ヲ犯シ売買譲与シタ

ル者ハ其効ナキモノトス

第六十條 合本銀行ノ鎖店ニ際シ大藏卿ハ特ニ官吏ヲ派遣シ又ハ地方

官ニ命シテ鎖店ノ処分ヲ監督セシムルコトアルヘシ

第六十一條 合本銀行官命鎖店ノ場合ニ於テハ大藏卿ハ二名以上ノ鎖

店処分ヲ選任シ且其職務ノ權限給料等ヲ定メ其族籍氏名及ヒ

事務取扱ノ場合ヲ告示スヘシ

第六十二條 合本銀行自鎖店ノ許可ヲ得タルトキハ二十日以内ニ株主

總會ヲ開キ鎖店処分人二名以上ヲ選定シ其權限及ヒ給料等ヲ

定メ大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ。但其族籍氏名及ヒ事務取扱ノ

場所ハ十五日以上新聞紙ヲ以テ公告スルモノトス。若シ大藏

卿其鎖店処分人ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ罷メシメ更

ニ特選スルコトアルヘシ

第六十三條 合本銀行ノ役員ハ鎖店処分人命任ノ公告又ハ告示アルト

同時ニ各々其職ヲ罷ムルモノトス。但營業諸般ノ事件ニ係ル

第六十四條 合本銀行ノ鎖店処分人ハ其銀行鎖店処分人ト稱シ其名義

ヲ以テ鎖店一切ノ事務ヲ担当シ詞訟事件ニ付テハ原告タル
ノ責ニ任スヘシ

第六十五條 鎖店処分又ハ鎖店事件ニ付キ必要ナリトスルトキハ何

時ニテモ株主及ヒ債主ヲ召集シ總會ヲ開ク權アルヘシ

第六十六條 鎖店処分人ハ各債主ヨリ其銀行ノ負債ニ屬スル証書類ヲ

持參セシムヘキ期日ヲ定メ少クモ六十日以前ニ之ヲ各債主ニ

通知シ且十五日以上新聞紙ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

第六十七條 鎖店処分人ハ其銀行ノ資産負債ヲ調査シ貸付金其他銀行

ニ收入スヘキ一切ノ金員ヲ取立テ所有物件ヲ売払ヒ其集合金

ヲ以テ負債ノ償却ニ充ルモノトス

第六十八條 鎖店処分人ハ前二條ノ手續ヲ完結シタル上負債償却ノ方

法及ヒ分配期日ヲ定メ株主及ヒ債主ノ總會ニ於テ之ヲ決議シ

大藏卿ノ許可ヲ受クヘシ。但其分配ノ期日及ヒ場所ハ十五日

以上新聞紙ヲ以テ公告スルモノトス

第六十九條 第六十六條及ヒ前條ニ拠テ公告シタル期限内ニ証書ヲ

持參セサルも又ハ分配ノ要求ヲナササルモノハ分配ヲ受ク

ルノ權利ナキモノトス

第七十條 鎖店処分人ハ第六十七條ノ集合金ヲ以テ負債ノ償却ニ充テ

過剩アルトキハ株高二応シテ之ヲ株主ニ割戻シ又不足アルト

キハ第四十二條ノ規定ニ從ヒ各株主ノ負担スヘキ金額ヨリ之

ヲ徴収スルモノトス

第七十一條 鎖店処分人ノ給料旅費其他鎖店ニ関スル一切ノ費用ハ他

ノ負債ニ先チ之ヲ仕払フモノトス

第七十二條 鎖店処分人本條例ニ背キ又ハ權限ヲ越ヘタル所為ニヨリ

銀行ニ損失ヲ生セシメタルトキハ本人ヲシテ之ヲ弁償セシム

ルモノトス。

第七十三条 鎖店処分人鎖店ノ事務ヲ完結シタルトキハ其所務ノ顛末及ヒ計算報告ヲ作り之ヲ大藏卿ニ差出スヘシ。大藏卿之ヲ正當ナリト認ムルトキハ其銀行ヲ解散セシムルモノトス

第七十四条 鎖店処分人前条解散ノ命ヲ受ケタルトキハ其銀行資産負債ノ実況負債償却ノ方法及ヒ鎖店事務完結ノ旨ヲ五日以上新聞紙ヲ以テ公告シ其銀行ヲ解散シタル上之ヲ大藏卿ニ上申スヘシ。但銀行ノ簿冊及ヒ緊要書類ハ解散以前ニ其管轄地方庁ヘ納付シ地方庁ニ於テ五年間之ヲ保存スルモノトス

第二章 貯藏銀行

第七十五条 貯藏銀行ハ資本金ヲ置キテ貯藏金ヲ預リ預ケ主ノ為メニ之ヲ利殖スル会社ヲ云フ

第七十六条 貯藏銀行ノ責任ハ無限トナシ銀行鎖店ニ際シ其負債ヲ弁償スル為メ資本金ノ外仍ホ各株主ノ資産ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第七十七条 貯藏銀行ハ某貯藏銀行ト称シ開業前ニ貨幣又ハ公債証券其他政府ノ保証ニ係ル証券(テ附テ以テ)ヲ大藏省ニ納メ貯藏預リノ保証金トナスヘシ。但保証金ハ必ス資本金ヲ以テ之ニ充ツルモノトス

第七十八条 貯藏銀行ニテ預ルヘキ貯金ノ総額ハ前条ノ保証金ニ対シ四倍マテヲ限リトス。其上猶ホ預リ込ヲ為サントスル者ハ之ヲ大藏卿ニ出願シ許可ヲ受ケタル上其保証金ヲ増納シ更ニ之ニ対シ四倍マテノ預リ金ヲ為スコトヲ得、但資本金ヲ以テ保証金ニ充テ猶ホ不足アルトキハ更ニ増株ヲ為シテ之ヲ補充スルモノトス

第七十九条 貯藏銀行ノ保証金ハ大藏省ノ便宜ニヨリ其銀行管轄ノ地方庁ニ納メシメ該庁ニ於テ之ヲ管守セシムルコトヲ得

第八十条 貯藏銀行ハ各預ケ主ニ記名ノ通帳ヲ交付シ其記名者ニ係ル貯金ノ出納ハ総テ之ニ記載シ主務ノ役員之ニ捺印スヘシ

第八十一条 貯藏銀行ハ預ケ主一人ニ付キ五百円以上ヲ預ルコトヲ許サス。但利倍増殖ニヨリ右制限以上ニ上ルモノハ此限ニ在ラズ

第八十二条 貯藏銀行ハ営業時間中何時ニテモ預ケ主ノ請求ニ応シ直チニ其預リ金ノ全額又ハ幾分ヲ払戻スヘシ。但一口五十円以上ノ払戻ハ其預ケ主ヨリ予メ通知セシムヘキ日数ヲ定款ニ於テ十五日ヲ限リ適宜規定スルコトヲ得

第八十三条 貯藏銀行ハ毎月其営業ノ報告表ヲ作り大藏卿ニ差出スヘシ。但其様式ハ大藏卿ノ定ムル所ニ準拠スルモノトス

第八十四条 貯藏預リ金仕払準備ノ割合、利子ノ計算、貯藏預リ金ノ最低額及ヒ積立金其他緊要ノ事項ハ定款ヲ以テ定ムヘシ

第八十五条 貯藏銀行ハ本章ニ規定スル諸件ノ外仍ホ第一章合本銀行ニ関スル規定ニ準拠スルモノトス

第八十六条 貯藏預リノ事業ハ国立銀行又ハ合本銀行ニ於テ兼營スルコトヲ禁ス

第三章 罰則

第八十七条 本条例ニ準拠セズシテ第二条ニ記載スル事業又ハ貯藏預リノ事業ヲ営ム合本会社ヲ設立スルコトヲ禁ス。之ヲ犯シタル者ハ十円以上二十円以下ノ罰金ニ処シ仍ホ其会社ヲ解散セシム

第八十八条 株主募集ニ関シ虚偽ノ廣告ヲ為シ又ハ社外ノ人ノ名義ヲ

冒認シ其他詐偽ノ所為ニ由リ株主申込ヲ誘導セント図リタル者ハ詐偽取財ノ罪トナシ刑法ノ各本条ニ照シテ処断ス

第八十九条 合本銀行又ハ貯蔵銀行ノ頭取々締役其他ノ役員左ノ諸件

ヲ犯シタルトキハ本人及ヒ之ヲ命令シ又ハ聽容シタル者ヲ拾

円以上貳千円以下ノ罰金ニ処ス

第一 第二条規定外ノ事業ヲ営ミタル者

第二 第二十二條ノ規定ヲ犯シタル者

第三 第四十七條ノ規定ヲ犯シタル者

第四 第五十條ノ規定ヲ犯シ検査官ノ要求ヲ拒ミ又ハ其推問ニ対

シ詐偽ノ答ヲ為シタル者

第五 第五十三條ノ規定ヲ犯シ簿冊報告ニ詐偽ノ記載ヲ為シ又ハ

規定外ノ帳簿ヲ設ケテ計算ヲ隱欺シ又ハ帳簿ニ記セサル事

業ヲ営ミタル者

第六 第五十八條ノ規定ヲ犯シ鎖店ノ命又ハ許可ヲ受ケタル後銀

行ノ事業ヲ営ミタル者

第七 第六十三條ノ規定ヲ犯シ詐為^{マダ}ノ口実ニヨリ鎖店処分人ノ質

問ニ答弁スルヲ肯セサル者

第八 方法ノ如何ヲ問ハス銀行ノ資金ヲ以テ其銀行株券ノ入金ヲ

ナサシメ又ハ現入金ナキ株券ヲ振替勘定等ニヨリ詐ツテ入

金シタリトスル者

第九 銀行ノ總勘定決算ヲ為サス又ハ其決算ニ依ラス又ハ詐偽ノ

決算ヲ為シテ純益金外ノ配当ヲ為シタル者

第十 前數項ノ外ト雖モ本條例又ハ定款ノ規定ヲ犯シ因テ銀行ニ

損失ヲ生セシメタル者

第九十條 国立銀行又ハ合本銀行ノ役員第八十六條ノ規定ヲ犯シタル

者、貯蔵銀行ノ役員、第二章ノ規定ヲ犯シタル者及ヒ鎖店処
分人鎖店ニ関スル規定ヲ犯シタル者ハ亦前条ニ同シ

第九十一条 前二條ノ諸件ヲ犯シ因テ銀行ニ損失ヲ生セシメタル者ハ

仍ホ連帶シテ之ヲ弁償セシムヘシ

第四章 附則

第九十二条 本條例布告以前ノ創立ニ係リ銀行又ハ会社ノ名ヲ以テ銀

行事業ヲ営ムモノハ大藏卿ノ指定スル期日迄ニ本條例ニ準拠

シ更ニ許可ヲ受クヘシ。若シ期日ヲ過キ其手續ヲ為サ、ルモ

ノハ其社ヲ解散セシムヘシ。但第三条第十五條ノ制限及ヒ第

三十六條第一項ノ規定ニ適セサルモノト雖モ此三条ヲ除ク

ノ外總テ本條例ニ準拠シ更ニ出願スルニ於テハ向五年ヲ限り

之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九十三条 本條例布告以前ニ係リ国立銀行又ハ合本銀行ニ於テ貯蔵

預リノ事業ヲ兼營セシ者ハ第七十六條ヲ除クノ外總テ第二條

ノ規定ニ準拠シ更ニ出願スルニ於テハ向三年ヲ限り之ヲ許可

スルコトアルヘシ

第九十四条 政府ニ於テ必要ナリトスルトキハ何時ニテモ本條例ヲ改

正増削スルコトヲ得

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	文部省三等出仕正五位田中不二磨より諸府県へ。 明治6年10月18日文部省127号「学制第七十章但書外国ニ於テ大学卒業免状ノ項取消」	
綴	1	写し。『明治天皇紀』明治八年十月十二日条（515～518頁）に同文あり。	
綴	1	元老院議官宛。 「内田海江田二公建白之表」（『明治建白書集成』第四巻953～954頁所収）。	
綴	1	写し。続日本史籍協会編『島津久光公実記』三（東京大学出版会、2002年〈覆刻版〉、288～295頁）、『明治天皇記』明治七年十月条（326～330頁）と同文。	
状	1		
状	1	元老院罫紙。	
仮綴	1	「控甲天第一二四号 十四年十月十二日受付課 銀 銀十ノ二七一号」と朱書あり。 大蔵卿佐野常民宛。写し。 『明治財政史』第12巻（691～708頁）の一部と同文。	
仮綴	1	元老院罫紙。	
綴	1	元老院罫紙。	
綴	1	元老院議長佐野常民宛。別紙欠。 明治15年9月1日太政官第48号布告（内務卿連署）「伝染病予防規則中追加改正」布告後、元老院にて検視のこと。	第349号議案検視会の史料。 『筆記』第13巻845～846頁。
仮綴	1	明治15年12月11日太政官第57号布告。	
仮綴	1	元老院罫紙。朱書訂正あり。	
仮綴	1		
状	3	綴とじはずれ。「手形条例領布伺之義ニ付回議写」など。	
綴	1	「火薬取締規則」の修正草案。	
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。 明治16年3月16日「太政官第10号布告（内務卿連署）石油取締規則施行延期」布告後、元老院にて検視のこと。	第382号議案検視会の資料。 『筆記』第16巻67～69頁。

四條男爵家文書（三）目録
元老院関係

番号	枝番	標題	年月日	作成者
1		〔文部省第二百二十七号学制第七十章但書外国ニ於テ大学卒業免状ノ項取消〕	明治6年10月18日	
2		参議板垣退助奏疏	明治8年10月12日	参議正四位板垣退助
3		〔内田政風・海江田信義意見書〕	明治8年10月30日	従五位内田政風・従五位海江田信義
4		〔島津久光上奏文〕	明治8年	左大臣従二位島津久光
5		〔明治六年徴兵令明治八年改正徴兵令比較表〕	〔明治8年〕	
6		〔明治十二年十月二十七日太政官第四十六号布告徴兵令改正沿革〕	〔明治13年〕	
7		〔商人手形流通ノ儀ニ付關係書類〕	明治14年10月12日	
8		〔明治十五年六月八日外務省達（司法卿連署）清国及朝鮮国各港駐在領事兼判事裁判事務取扱方〕	明治15年6月8日	外務卿井上馨・司法卿大木喬任
9		〔行政官吏服務紀律〕	明治15年7月27日	太政大臣三條実美
10		〔第三百四十九号議案 伝染病予防規則中止加及改正ノ儀〕	明治15年9月1日	太政大臣三條実美
11		為換手形約束手形条例	〔明治15年12月11日〕	
12	1	〔手形条例布告案〕	〔明治15年〕	
12	2	為換手形約束手形条例附則	〔明治15年〕	
13		〔綴断片〕	〔明治15年〕	
14		〔火薬取締規則草案〕	〔明治15年〕	
15		〔第三百八十二号議案 石油取締規則施行延期ノ儀〕	明治16年3月16日	太政大臣三條実美

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	元老院議長佐野常民宛。別紙欠。 明治16年5月9日太政官第15号布告後、元老院にて検視のこと。	第391号議案検視会の資料。 『筆記』第16巻316～321頁。
状	1	蒟蒻版。元老院副議長東久世通禧宛。 明治16年5月26日太政官第17号布告後、元老院にて検視のこと。	第392号議案検視会の資料。 『筆記』第16巻331～332頁。
綴	1	元老院罫紙。	
仮綴	1	元老院罫紙。国立国会図書館憲政資料室寄託「箕作阮甫・麟祥文書」127「合本銀行貯蔵銀行条例」と同文。	
綴	1	活版印刷。	第415号議案の審議資料。 『筆記』第18巻984～985頁。 「公立農学校実験用田圃ニ供スル官有地無借地料使用差許」明治16年10月20日太政官第45号達。
綴	1	活版印刷。	第413号議案の審議資料。 『筆記』第18巻963～965頁。 「烟草税則中追加」明治16年12月12日太政官第41号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。表紙に「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	第414号議案の審議資料。 『筆記』第18巻966～983頁。 「酒造、醬麴、売薬、烟草税則ニ関シ租税官吏犯則アリト認知思料スルトキ証憑取調処分方」明治16年12月20日太政官第43号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。朱書あり。	第416号議案の審議史料。 『筆記』第18巻986～990頁。 「朝鮮国貿易品輸出入陸揚方布告廃止朝鮮国貿易ハ他ノ外国貿易手續ニ依リ出入港及手数料徴収方」明治16年12月7日太政官第40号布告（大蔵卿連署）。
仮綴	1	元老院議長佐野常民宛。活版印刷。表紙に「秘」とあり。	第406号議案の審議資料。 『筆記』第17巻545～638頁。
綴	1	活版印刷。表紙に「秘」とあり。元老院議長佐野常民宛。朱書あり。	第411号議案の審議史料。 『筆記』第18巻679～958頁。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「秘」とあり。鉛筆書込みあり。	第418号議案の審議史料。 『筆記』第18巻1015～1029頁。
綴	1	活版印刷。表紙に「秘」とあり。元老院議長佐野常民宛。朱書あり。	第411号議案の審議史料。 『筆記』第18巻679～958頁。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「至急」「秘」とあり。	第419号議案の審議史料。 『筆記』第18巻1030～1054頁。 「賭博犯処分規則」明治17年1月4日太政官第1号布告（内務卿司法卿連署）。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
16		〔第三百九十号議案 富山佐賀宮崎三県設置ノ儀〕	明治16年5月9日	太政大臣三條実美
17		〔第三百九十二号議案 布告布達ノ施行期限制定ノ儀〕	明治16年5月26日	太政大臣三條実美
18	1	合本銀行貯蔵銀行条例御発行ノ義ニ付上申	明治16年10月	
18	2	合本銀行貯蔵銀行条例	〔明治16年10月〕	
19		〔第四百十五号議案 公立農学校実験用田圃免税ノ儀〕	明治16年11月20日	
20		〔第四百十三号議案 煙草税則追加ノ儀〕	明治16年11月22日	
21		〔第四百十四号議案 酒造税則等ニ関シ犯則ノ証憑取調処分ノ儀〕	明治16年11月22日	
22		〔第四百十六号議案 明治九年第百貳拾九号布告廃止等ノ儀〕	明治16年11月24日	
23		号外第三十九号刀劍商取締規則制定ノ儀意見書	明治16年11月27日	議官鍋島直彬ほか
24		〔第四百十一号議案 徴兵令改正ノ儀全部付託委員修正報告案〕	明治16年12月9日	全部付託委員議官大鳥圭介ほか
25		〔第四百十八号議案 大蔵省証券条例制定ノ儀〕	明治16年12月12日	
26		〔第四百十一号議案 徴兵令改正ノ儀全部付託委員修正報告案〕	明治16年12月18日	全部再付託委員議官大鳥圭介ほか
27		〔第四百十九号議案 賭博犯処分規則制定ノ儀〕	明治16年12月19日	

形態	数量	備考	元老院会議関係
仮綴	1	活版印刷。表紙に「至急」「秘」「四條」と朱印あり。鉛筆書込みあり。	第421号議案の審議史料。 『筆記』第18巻1076～1089頁。 「金札引換無記名公債証書条例制定金札引換公債条例第三条停止」明治16年12月28日太政官第48号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。表紙に「至急」「秘」「四條」と朱印あり。鉛筆書込みあり。	第420号議案の審議史料。 『筆記』第18巻1055～1075頁。 「中山道鉄道公債証書条令」明治16年12月28日太政官第47号布告（大蔵卿連署）。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「秘」とあり。鉛筆書込みあり。	第424号議案の審議史料。 『筆記』第19巻15～64頁。 「民事訴訟用印紙規則制定訴訟用罫紙規則廃止」明治17年2月23日太政官第5号布告（司法卿連署）。
仮綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	第425号議案の審議史料。 『筆記』第19巻65～232頁。 「地租条例制定地租改正条例及地租改正ニ関スル条規等廃止」明治17年3月15日太政官第7号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。朱書込みあり。	第427号議案の審議史料。 『筆記』第19巻235～270頁。 「海軍治罪法」明治17年3月21日太政官第8号布告（海軍卿連署）。
綴	1	活版印刷。「秘」とあり。朱書込みあり。	第428号、第429号、第431号、第438号、第439号議案の審議史料。 『筆記』第20巻271～572頁、第21巻671～751頁。 明治17年5月7日太政官第13号布告（内務卿大蔵卿連署）、明治17年5月7日太政官第14号布告（内務卿連署）。
仮綴	1	活版印刷。朱書込みあり。	第431号議案の審議史料。 『筆記』第20巻437～572頁。 明治17年6月7日太政官第19号布告（農商務卿連署）。
仮綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	第425号議案の審議史料。 『筆記』第19巻65～232頁。
綴	1	活版印刷。「秘」「至急」とあり。朱書込みあり。	第434号議案の審議史料。 『筆記』第21巻589～612頁。 「質屋取締条例」明治17年3月25日太政官第9号布告（内務卿連署）。
綴	1	活版印刷。「秘」とあり。朱、鉛筆書込みあり。	第435号議案の審議史料。 『筆記』第21巻613～657頁。 「証券印税規則改正」明治17年5月1日太政官第11号布告（大蔵卿連署）。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
28		〔第四百二十一号議案 金札引換無記名公債証書条例制定ノ儀〕	明治16年12月24日	
29		〔第四百二十号議案 中山道鉄道公債証書条例制定ノ儀〕	明治16年12月24日	
30		〔第四百二十四号議案 民事訴訟用印紙規則制定ノ儀〕	明治17年1月7日	
31		〔第四百二十五号議案 地租法制定ノ儀〕	明治17年1月23日	
32		〔第四百二十七号議案 海軍治罪法制定ノ儀〕	明治17年1月29日	
33		〔第四百二十八号地方税規則第三条第十五項改正ノ儀、第四百二十九号区町村会法改正ノ儀、第四百三十号区町費規則制定ノ儀、第四百三十八号地方税規則第三条第十五項改正並ニ区町会法改正ノ儀、第四百三十九号区町費怠納者処分方ノ儀〕	明治17年2月13日	
34		〔第四百三十一号議案 商標条例制定ノ儀〕	明治17年2月15日	
35		〔第四百二十五号議案 地租法制定ノ儀 全部付託調査委員修正報告案〕	明治17年2月18日	全部付託調査委員議官三浦安ほか
36		〔第四百三十四号議案 質屋取締条例ノ儀〕	明治17年2月27日	
37		〔第四百三十五号議案 証券印税規則改正ノ儀〕	明治17年3月3日	

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	活版印刷。「秘」「至急」とあり。	第436号議案の審議史料。 『筆記』第21巻659～661頁。 「租税未納者処分規則第二条中第二項改正」明治17年3月14日 太政官第6号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。「秘」とあり。	第428～431号議案の審議史料。 『筆記』第20巻271～572頁
綴	1	活版印刷。	第431号議案の審議史料。 『筆記』第20巻437～572頁
綴	1	活版印刷。鉛筆書込みあり。	第437号議案の審議史料。 『筆記』第21巻663～670頁。 「北海道水産物取獲願出及違犯者処分方」明治17年5月2日太政官第12号布告（大蔵卿連署）。
綴	1	活版印刷。「秘」とあり。鉛筆書込みあり。	第440号議案の審議史料。 『筆記』第21巻753～769頁。 「兌換銀行券条例制定洋銀券発行規則廃止」明治17年5月26日太政官第18号布告（大蔵卿連署）。
仮綴	1	活版印刷。鉛筆書込みあり。	第441号議案の審議史料。 『筆記』第21巻771～777頁。 「北海道ニテ臘虎並臘肭獸獵禁止及犯者処断方」明治17年5月23日太政官第16号布告（農商務卿連署）。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。明治17年5月7日「太政官第14号布告（内務卿連署）区町村会法改正」布告後、元老院にて検視のこと。	第442号議案検視会の史料。 『筆記』第21巻779～781頁。
仮綴	1	活版印刷。「五月十七日渡」と鉛筆書込みあり。	第443号議案の審議史料。 『筆記』第21巻783～790頁。 「单身戸主死亡又ハ除籍者絶家期限」明治17年6月10日太政官第20号布告（内務卿連署）。
状	1	蒟蒻版。元老院副議長東久世通禧宛。「別紙第十九号布告」と朱書きあり。別紙なし。明治17年6月7日太政官第19号布告（農商務卿連署）「商標条例」布告後、元老院にて検視のこと。	第445号議案商標条例検視会の史料。 『筆記』第21巻793～796頁。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
38		〔第四百三十六号議案 明治十年第七拾九号布告第二条第二項改正ノ儀〕	〔明治17年3月7日〕	
39		〔第四百二十八号議案地方税規則第三条第十五項改正ノ儀、第四百二十九号議案区町村会法改正ノ儀、第四百三十号議案区町費規則制定ノ儀、全部付託調査委員修正報告案〕	明治17年3月6日	全部付託調査委員議官渡辺洪基ほか
40		〔第四百三十一号議案 商標条例制定ノ儀全部付託調査委員修正報告案〕	明治17年4月10日	全部付託調査委員議官宮本小一ほか
41		〔第四百三十七号議案 北海道海産取締方ノ儀〕	明治17年4月14日	
42		〔第四百四十号議案 兌換銀行券条例〕	明治17年4月23日	
43		〔第四百四十一号議案 臘虎并臘肭獺禁止ノ儀〕	明治17年4月24日	
44		〔第四百四十二号議案 区町村会法改正ノ儀〕	明治17年5月7日	太政大臣三條実美
45		〔第四百四十三号議案 絶家期限制定ノ儀〕	明治17年5月13日	
46		〔第四百四十五号議案 商標条例制定ノ儀〕	明治17年6月7日	左大臣熾仁親王

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	蒟蒻版。元老院副議長東久世通禧宛。「別紙第二十二号布告」と朱書あり。別紙なし。明治17年6月13日太政官第22号布告（内務卿大蔵卿連署）「十三号布告以前地方税予算額決定ノ府県ハ常置委員ノ議決施行」布告後、元老院にて検視のこと。	第447号議案検視会の史料。『筆記』第21巻797～801頁。
状	1	蒟蒻版。元老院副議長東久世通禧宛。「別紙第二十一号布告」と朱書あり。別紙なし。明治17年6月13日太政官第21号布告（文部卿連署）「明治十四年第三拾八号小学校設置区域ニ関スル布告但書中改正」布告後、元老院にて検視のこと。	第446号議案検視会の史料。『筆記』第21巻797～801頁。
仮綴	1	活版印刷。	第450号議案の審議史料。『筆記』第21巻809～812頁。「旧銅貨天保通宝通用禁止」明治17年10月2日太政官第26号布告（大蔵卿連署）。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。別紙なし。明治17年10月3日太政官第27号布告（司法卿連署）「裁判所一覽表中改正増補」布告後、元老院にて検視のこと。	第451号議案検視会の史料。『筆記』第21巻813～814頁。
綴	1	活版印刷。鉛筆、朱書込みあり。	第452号議案の審議史料。『筆記』第21巻815～885頁。「西洋形船舶検査規則」明治17年12月22日太政官第30号布告（農商務卿連署）。
綴	1	活版印刷。鉛筆書込みあり。	第453号議案の審議史料。『筆記』第22巻887～923頁。
仮綴	1	議長佐野常民宛。活版印刷。朱書、書込みあり。附属「布告案」1枚	第452号議案の審議史料。『筆記』第21巻815～885頁。
状	1	議長佐野常民宛。活版印刷。修正報告案の本文欠。	第452号議案の審議史料。『筆記』第21巻815～885頁。
状	1	活版印刷。「至急」「秘」と朱印あり。	第455号議案の審議史料。『筆記』第22巻925～928頁。「府県会規則第三十一条中改正」明治17年12月8日太政官第28号布告（内務卿連署）。
仮綴	1		第456号議案の審議史料。『筆記』第22巻929～933頁。
仮綴	1	活版印刷。	第457号議案の審議史料。『筆記』第22巻935～939頁。「内国及万国郵便往復葉書発行並郵便条例中改正追加」明治17年12月27日太政官第33号布告（農商務卿連署）。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
47		〔第四百四十七号議案 本年第拾三号布告以前十七年度地方予算決定セシ府県ハ常置委員ノ議決ヲ取り施行ノ儀〕	明治17年6月13日	左大臣熾仁親王
48		〔第四百四十六号議案 明治十四年第三拾八号布告但書改正ノ儀〕	明治17年6月13日	左大臣熾仁親王
49		〔第四百五十号議案 天保錢通用禁止ノ儀〕	明治17年9月22日	
50		〔第四百五十一号議案 明治十六年第貳号布告裁判所一覽表中増補改正ノ儀〕	明治17年10月3日	左大臣熾仁親王
51		〔第四百五十二号議案 西洋形船舶検査規則制定ノ儀〕	明治17年10月9日	
52		〔第四百五十三号議案 沖縄県酒類出港税則制定ノ儀〕	明治17年10月31日	左大臣熾仁親王
53		〔第四百五十二号議案 西洋形船舶検査規則制定ノ儀 付託修正委員修正報告案〕	明治17年11月5日	付託修正委員議官大鳥圭介ほか
54		〔第四百五十二号議案 西洋形船舶検査規則制定ノ儀 再付託修正委員修正報告案〕	明治17年11月20日	再付託修正委員議官三浦安ほか
55		〔第四百五十五号議案 府県会規則第三十一条中改正ノ儀〕	明治17年11月24日	
56		〔第四百五十六号議案 本年第拾貳号布告中追加ノ儀〕	明治17年12月20日	
57		〔第四百五十七号議案 郵便往復葉書発行ノ儀〕	明治17年12月24日	

形態	数量	備考	元老院会議関係
綴	1	活版印刷。	第458号議案の審議史料。 『筆記』第22巻941～965頁。 「軽罪ニ係ル控訴ノ規則ヲ定ム」明治18年 1月6日太政官第2号布告。
状	1	蒟蒻版。	第459号議案の審議史料。 『筆記』第22巻967～969頁。 「根室国『シコタン』島千島国へ編入色丹 郡ト称ス」明治18年1月6日太政官第1号 布告。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。	第469号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1233～1253頁。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。 明治17年12月27日太政官第32号布告（内務 卿司法卿連署）「爆発物取締罰則」布告後、 元老院にて検視のこと。	第461号議案検視会の史料。 『筆記』第22巻971～977頁。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ 第三十一号布告」と付箋あり（付箋剥れ）。 別紙欠。 明治17年12月27日太政官第31号布告（内務 卿陸軍卿海軍卿連署）「火薬取締規則」布 告後、元老院にて検視のこと。	第461号議案検視会の史料。 『筆記』第22巻971～977頁。
綴	1	付箋あり。元老院罫紙。 明治17年10月10日陸軍省甲第41号達「陸軍 医官徴兵検査規則」ほか。	
状	5	和文タイプ。第1～7条、9～12条。18～ 22条。朱書訂正あり。	
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。別紙欠。 明治18年1月24日太政官第4号布告「明治 十七年第十九号布告商標条例附則中一項追 加」布告後、元老院にて検視のこと。	第462号議案検視会の史料。 『筆記』第22巻979～980頁。
状	1	元老院議長佐野常民宛。蒟蒻版。「別冊ハ 第五号布告」と貼り紙あり。別冊欠。 明治18年2月25日太政官第5号布告「日本 仏蘭西間郵便為替条約」布告後、元老院に て検視のこと。	第463号議案検視会の史料。 『筆記』第22巻981～984頁。
綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。鉛筆書込み あり。	第464号議案の審議史料。 『筆記』第22巻985～1038頁。 「専売特許条例」明治18年4月18日太政官 第7号布告。
綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。鉛筆、墨書 込みあり。	第466号議案の審議史料。 『筆記』第22巻第1121～1177頁。 「菓子税則」明治18年5月8日太政官第11 号布告。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
58		〔第四百五十八号議案 軽罪ノ控訴実施ノ儀〕	明治17年12月24日	
59		〔第四百五十九号議案 根室県下郡名新設ノ儀〕	明治17年12月26日	
60		〔第四百六十九号議案 貯金規則制定ノ儀 全部付託調査委員修正報告案〕	明治17年 5月11日	全部付託調査委員議官村田保ほか
61		〔第四百六十一号議案 爆発物取締罰則〕	明治17年12月27日	太政大臣公爵三條実美
62		〔第四百六十号議案 火薬取締規則〕	明治17年12月27日	太政大臣公爵三條実美
63		〔徴兵検査関係法令〕	〔明治17年〕	
64		西洋形船舶検査規則	〔明治17年〕	
65		〔第四百六十二号議案 明治十七年第拾九号布告商標条例附則追加ノ儀〕	明治18年 1月24日	太政大臣公爵三條実美
66		〔第四百六十三号議案 仏国政府卜郵便為替条約ノ義〕	明治18年 2月25日	太政大臣公爵三條実美
67		〔第四百六十四号議案 専売特許条例制定ノ儀〕	明治18年 3月 9日	
68		〔第四百六十六号議案 菓子税則制定ノ儀〕	明治18年 4月 4日	

形態	数量	備考	元老院会議関係
綴	1	活版印刷。「至急」と朱印あり。朱書訂正あり。	第467号議案の審議史料。 『筆記』第22巻1179～1205頁。 「電信条例改定」明治18年5月7日太政官第8号布告。
綴	1	活版印刷。朱書訂正あり。	第468号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1207～1232頁。 「普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ件処分法」明治18年5月29日太政官第12号布告。
綴	1	活版印刷。朱書訂正あり。	第469号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1233～1253頁。 「預金規則」明治18年5月30日太政官第13号布告。
綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。	第470号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1255～1257頁。 「明治17年第拾八号布告兌換銀行券条例第六條ニ但書追加」明治18年5月7日太政官第9号布告。
仮綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。	第471号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1259～1305頁。 「日本形五百石以上ノ船舶明治二十一年一月ヨリ製造禁止」明治18年7月8日太政官第16号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。蒟蒻版。「別紙は第八号布告」と朱書あり。別紙なし。明治18年5月7日太政官第8号布告「電信条例改定」布告後、元老院にて検視のこと。	第472号議案検視会の史料。 『筆記』第23巻1307～1309頁。
綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。「秘」と朱印あり。	第473号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1311～1317頁。 「政府発行ノ紙幣ハ明治十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換消却ス」明治18年6月6日太政官第14号布告。
仮綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。鉛筆書込みあり。	第475号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1339～1356頁。 「海底電信線保護万国聯合条約罰則」明治18年7月17日太政官第18号布告。
綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。書込みあり。	第474号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1319～1337頁。 「海底電信線保護万国聯合条約」明治18年7月17日太政官第17号布告。
仮綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。表紙に「秘」「至急」と朱印あり。	第476号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1357～1364頁。 「明治十四年第拾四号布告地租徴収期限第三期以下改正」明治18年6月15日太政官第15号布告。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
69		〔第四百六十七号議案 電信条例改定ノ儀〕	明治18年4月15日	
70		〔第四百六十八号議案 普通治罪法陸軍治罪法海軍治罪法交渉ノ儀〕	明治18年4月16日	
71		〔第四百六十九号議案 預金規則制定ノ儀〕	明治18年4月23日	
72		〔第四百七拾号議案 兌換銀行券条例第六條ニ但書追加ノ儀〕	明治18年5月1日	
73		〔第四百七十一号議案 日本形船五百石以上製造禁止ノ儀〕	明治18年5月7日	
74		〔第四百七十二号議案 電信条例改定ノ儀〕	明治18年5月7日	太政大臣公爵三條実美
75		〔第四百七十三号議案 政府紙幣交換ノ儀〕	明治18年5月26日	
76		〔第四百七十五号議案 万国海底電信船保護聯合条約罰則ノ儀〕	明治18年6月5日	
77		〔第四百七十四号議案 仏蘭西巴里府ニ於テ万国海底電信線保護聯合条約ニ加入ノ儀〕	明治18年6月5日	
78		〔第四百七十六号議案 地租徵収期限改定ノ儀〕	明治18年6月9日	

形態	数量	備考	元老院会議関係
綴	1	活版印刷。元老院議長佐野常民宛。	第477号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1365～1437頁。 「獣医免許規則」明治18年8月22日太政官第28号布告。
仮綴	1	活版印刷。元老院書記官宛。万国海底電信線保護聯合条約並罰則の正誤。	
仮綴	1	活版印刷。「七月七日会議」と表紙に朱書、書込みあり。	第478号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1439～1488頁。 「違警罪即決例」明治18年9月24日太政官第31号布告。
仮綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。鉛筆書込みあり。	第479号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1489～1501頁。 「明治十六年第拾二号布告新聞紙条例第三十一条改正追加」明治18年7月29日太政官第21号布告。
仮綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。	第480号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1503～1508頁。 「明治十年第七拾九号（租税未納者処分ノ規則）布告第二条改正」明治18年7月29日太政官第20号布告。
状	1	蒟蒻版。元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第十六号布告」と付箋あり。別紙欠。明治18年7月8日太政官第16号布告「日本形五百石以上ノ船舶明治二十年一月ヨリ製造禁止」布告後、元老院にて検視のこと。	第481号議案検視会の史料。 『筆記』第23巻1509～1510頁。
仮綴	1	活版印刷。	第482号議案の審議史料。 『筆記』第23巻1511～1519頁。 「海上衝突予防規則中改正追加」明治18年8月21日太政官第27号布告。
仮綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	第483号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1521～1579頁。 「教育令ヲ改正シ明治十四年第三拾八号布告中教育令第九条トアルヲ教育令第八条ト改ム」明治18年8月12日太政官第23号布告。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「秘」と朱印あり。	第484号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1581～1588頁。 「土地ニ賦課スル区町村費ハ明治十九年度ヨリ地租七分ノ一ヲ超過スルヲ得ス」明治18年8月15日太政官第25号布告。
状	1	明治18年7月29日太政官第20号布告「明治十年第七拾九号（租税未納者処分ノ規則）布告第二条改正」	

番号	枝番	標題	年月日	作成者
79		〔第四百七十七号議案 獣医開業免許規則制定ノ儀〕	明治18年6月16日	
80		第四百七十四・五号議案正誤	明治18年6月18日	内閣書記官
81		〔第四百七十八号議案 違警罪即決例制定ノ儀〕	明治18年6月29日	
82		〔第四百七十九号議案 新聞紙条例第三十条追加ノ儀〕	明治18年6月30日	
83		〔第四百八十号議案 明治十年第七十九号布告中改正ノ儀〕	明治18年7月2日	
84		〔第四百八十一号議案 日本形船五百石以上製造禁止ノ儀〕	明治18年7月8日	太政大臣公爵三條実美
85		〔第四百八十二号議案 海上衝突予防規則中改正追加ノ儀〕	明治18年7月9日	
86		〔第四百八十三号議案 教育令改正ノ儀〕	明治18年7月21日	
87		〔第四百八十四号議案 区町村費節減ノ儀〕	明治18年7月21日	
88		〔明治十年太政官第七十九号布告改正布告案〕	〔明治18年7月〕	

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第二十九号布告」と朱書あり。別紙欠。元老院野紙。	第490号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1595～1598頁。 「明治十五年第三拾壹号布告虎列刺病流行地方ヨリ来ル船舶検査第二条へ但書追加」 明治18年9月2日太政官第29号布告。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「九月二十一日会議」と朱書あり。	第491号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1599～1632頁。 「種痘規則」明治18年11月9日太政官第34号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第三十号布告」と朱書あり。別紙欠。元老院野紙。	第492号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1633～1641頁。 「日本北米合衆国間郵便為替定約」明治18年9月16日太政官第30号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第三十一号布告」と朱書あり。別紙欠。元老院野紙。	第493号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1643～1645頁。 「違警罪即決例」明治18年9月24日太政官第31号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第三十二号布告」と朱書あり。別紙欠。元老院野紙。	第494号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1647～1648頁。 「明治十六年第弍号布告裁判所一覽表中増補改正」明治18年10月12日太政官第32号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。「別紙ハ第三十三号布告」と朱書あり。別紙欠。元老院野紙。	第495号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1649～1650頁。 「札幌根室始審裁判所ニ重罪裁判所開設」 明治18年10月22日太政官第33号布告。
仮綴	1	活版印刷。「十一月十七日会議」と朱書あり。「至急」「秘」と朱印あり。	第497号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1661～1706頁。 「米商会所条例第十一条及第十五条第一節改正」明治18年11月28日太政官第36号布告、 「株式取引所条例第七章第四十一条改正」 明治18年11月28日太政官第37号布告、「米商会所並株式取引所収税規則」明治18年11月28日太政官第38号布告
仮綴	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。	第498号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1707～1709頁。 「貨幣条例公差表中補助銀貨品位公差ヲ改ム」明治18年12月3日太政官第41号布告。
仮綴	1	活版印刷。「十一月十七日会議」と朱書あり。「至急」「秘」と朱印あり。	第496号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1651～1659頁。 「東京大坂横浜神戸各株式取引所ノ金銀貨幣取引禁止」明治18年11月28日太政官第39号布告。
状	1	元老院議長佐野常民宛。元老院野紙。「別紙ハ第四十号布告」とあり。別紙欠。	第499号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1711～1712頁。 「明治十六年第弍号布告裁判所一覽表中改正」明治18年12月1日太政官第40号布告。

番号	枝番	標題	年月日	作成者
89		〔第四百九十号議案 明治十五年第三拾壹号布告第二条へ但書追加之儀〕	明治18年9月2日	太政大臣公爵三條実美
90		〔第四百九十一号議案 種痘規則制定ノ儀〕	明治18年9月15日	
91		〔第四百九十二号議案 北米合衆国郵便院ト郵便為替定約ノ儀〕	明治18年9月16日	太政大臣公爵三條実美
92		〔第四百九十三号議案 違警罪即決例ノ儀修正ノ件〕	明治18年9月24日	太政大臣公爵三條実美
93		〔第四百九十四号議案 明治十六年第三号布告中増補改正ノ儀〕	明治18年10月12日	太政大臣公爵三條実美
94		〔第四百九十五号議案 札幌根室始審裁判所ニ於テ重罪裁判所ヲ開クノ儀〕	明治18年10月22日	太政大臣公爵三條実美
95		〔第四百九十七号議案 米商会所条例中改正ノ儀 株式取引所条例中改正ノ儀 米商会所並株式取引所税制定ノ儀〕	明治18年11月12日	
96		〔第四百九十八号議案 貨幣条例中補助銀貨品位公差改正ノ儀〕	明治18年11月12日	
97		〔第四百九十六号議案 株式取引所ニ於テ金銀貨幣取引禁止ノ議〕	明治18年11月12日	
98		〔第四百九十九号議案 明治十六年第三号布告裁判所一覽表中改正ノ儀〕	明治18年12月1日	太政大臣公爵三條実美

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	元老院議長佐野常民宛。元老院野紙。「別紙ハ第四十二号布告」と朱書あり。	第500号議案の審議史料。 『筆記』第24巻1713～14頁。 「釧路集治監ノ囚人罪ヲ犯シ軽罪以下ニ該ル者ノ裁判及治罪ノ手続」明治18年12月17日太政官第42号布告。
状	1	陸軍省野紙。	
綴	1	活版印刷。朱書込みあり。 表紙に「第五百八十九号議案 商法第一編第一章乃至第六章 右其院議定ニ付ス（明治二十一年九月二十八日 元老院議長伯爵大木喬任宛内閣総理大臣黒田清隆 蒞藟版「廿一年十月十日送付」と鉛筆書あり。「四條」と書込あり。）」1枚貼り付け。	第589号議案の審議史料。 『筆記』第33巻67～75頁。
冊	1	活版印刷。「秘」「至急」と朱印あり。 表紙に「第五百九十号議案 秘郡制（明治二十一年十月一日 元老院議長伯爵大木喬任宛内閣総理大臣伯爵黒田清隆 蒞藟版）」1枚貼り付け。	第591号議案の審議史料。 『筆記』第33巻77～284頁。
状	1	蒞藟版。「秘」「至急」と朱印あり。元老院議長伯爵大木喬任宛。	第591号議案の審議史料。 『筆記』第33巻77～284頁。
綴	1	蒞藟版。27頁。 国立国会図書館憲政資料室寄託「尾崎三良関係文書」書類の部140と同文。	
綴	1	表紙に「第九回議會第六百三十号 民事訴訟法右其院議定ニ付ス。明治二十二年四月十九日 内閣総理大臣伯爵黒田清隆 元老院副議長伯爵柳原前光殿」と貼り紙あり。 活版印刷。朱書込みあり。	第630号議案の審議資料。 『筆記』第35巻11～23頁。
仮綴	1	活版印刷。表紙に「民法人事編獲得編第二部ヲ除ク 右過般其院議定ニ付シタル処更ニ別冊下付候條最前ノ分ハ返納可有之此旨及照会候也。明治二十二年七月四日内閣総理大臣伯爵黒田清隆 元老院議長伯爵大木喬任殿」（蒞藟版1枚）、「第六百十四号民法人事編獲得編第二部ヲ除ク、第六百十五号商法第一編第一章乃至第六章 右其院議定ニ付ス。明治二十二年一月二十四日内閣総理大臣伯爵黒田清隆 元老院副議長伯爵柳原前光殿」（蒞藟版1枚）の貼り紙あり。 表紙に「校了」と朱書き、「四條」と書込みあり。本文中に朱書き訂正あり。	第614、615号議案の審議資料。 『筆記』第34巻297～339頁。
状	1	活版印刷。元老院廃止について。「元老院廃止ノ件」明治23年10月20日勅令第255号。	
仮綴	1	元老院野紙。表紙に「謄写掛校正済」と朱印あり。	

番号	枝番	標題	年月日	作成者
99		〔第五百号議案 釧路集治監へ 裁判権付与ノ儀〕	明治18年12月17日	太政大臣三條実美
100		〔徴兵関係法令一覧表〕	〔明治10年代後半〕	
101		〔第五百八十九号議案 商法第 一編第一章乃至第六章〕	〔明治21年9月〕	
102		〔第五百九十号議案 郡制〕	〔明治21年10月〕	
103		〔第五百九十一号議案 府県 制〕	明治21年10月1日	内閣総理大臣伯爵黒田清隆
104		民法草案二付意見	明治22年1月	法律取調委員尾崎三良
105		〔第六百三十号議案 民事訴訟 法〕	明治22年4月19日	
106		〔第六百十四号議案 民法人事 編獲得編第二部ヲ除ク〕	明治22年7月24日	
107		〔元老院廃止について〕	明治23年	
108	1	〔元老院議員規則集〕		

形態	数量	備考	元老院会議関係
仮綴	1	元老院箋。表紙に「四條」の印あり。	
綴	1		
綴	1		
状	1	元老院罫紙。綴の一部。	
状	1	「元老院」罫紙使用。戸籍関係の法令条文の記載あり。	
綴	1	元老院罫紙。朱書訂正あり。	
仮綴	1	元老院罫紙。「未発」と朱書あり。	
綴	1	元老院罫紙。	
状	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	
状	1	活版印刷。「秘」と朱印あり。朱書訂正あり。	
綴	1	表紙に「壺」と付箋あり。元老院罫紙。	
仮綴	1	「元老院」罫紙使用。	
状	1	元老院罫紙。徴兵令関係。	
状	1	徴兵免除規定対照表。	
綴	1	活版印刷。第1条～第67条（1丁～15丁）。	
状	3	活版印刷。第104条～第122条（24丁～26丁）。	
綴	1	活版印刷。67丁。	
仮綴	1	活版印刷。朱書込みあり。	
冊	1	活版印刷。表紙に「校了」の朱書、「四條」の書込みあり。	
綴	1	活版印刷。51丁。	
状	1	活版印刷。民法カ。第155条～第160条（33丁）。時効に関する内容。	
状	3	活版印刷。民法カ。第123条～第126条（27丁）、第160条～第162条（34丁）、第167条～第168条（36丁）	
状	1	活版印刷。第68条～第103条（16丁～23丁）、第127条～第134条（28丁）、第140条～154条（30丁～32丁）。時効に関するもの他。	
状	1	活版印刷。第163条～167条（35丁）。時効に関するもの。	
綴	1	活版印刷。四條の署名あり。朱書訂正あり。	
冊	1	活版印刷。	
仮綴	1	活版印刷。	
状	1	「元老院」罫紙。朱書あり。	
状	1	元老院罫紙。	

番号	枝番	標題	年月日	作成者
108	2	〔元老院議員規則集〕		
109		大坂切手裁判慣習聞合書		
110		大阪旧両替屋實際概挙書		
111		戸籍改造順序		
112		〔綴断片〕		
113		〔陸軍徴兵関係法令〕		
114		徴発事務条例		
115		徴兵令		
116		徴兵令比較一覽略表		
117		徴兵令比較一覽略表		
118		後備軍司令部条例		
119		〔徴兵入費沿革書上げ〕		
120		〔綴断片〕		
121		〔綴断片〕		
122		民法証拠編		
123		民法証拠編		
124		民法人事編		
125		民法草案債権担保編		
126		民法草案財産取得編		
127		民法財産取得編（続）		
128		〔綴断片〕		
129		〔綴断片〕		
130		〔綴断片〕		
131		〔綴断片〕		
132		商法草案第一篇第七章以下及第二編第三編		
133		府県制		
134		法例		
135		新聞紙条例抜粋罰金新旧比較略表		
136		明治十四年二月十七日第十四号布告		

形態	数量	備考	元老院会議関係
状	1	元老院野紙。	
状	1	明治13年1月第1号布告薬品取扱規則についての改正案。	

番号	枝番	標題	年月日	作成者
137		〔綴断片〕		
138		〔綴断片〕		

(凡例)

本目録は四條男爵家文書のうち、元老院関係の書類について、元老院の審議状況を考慮しつつ時系列に記載したものである。

- 1) 表題は史料によった。原題にない場合は内容をもとに適宜付し、括弧とともに表記した。
- 2) 年代は史料に記されている場合はこれによった。ない場合は内容をもとに適宜推定の上、括弧とともに表記した。また、年代を推定できない史料は、項末に記した。
- 3) 作成者は写しの場合も含め、史料に名前が記載されているものは、これによった。
- 4) 「元老院会議関係」の項には、参考として、史料に関係する会議を明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』(元老院会議筆記刊行会、1963～1992年)により補ったほか、審議を経て成立した法令名を記した。
- 5) 『元老院会議筆記』は『筆記』と略した。